

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成28年8月10日

時 間：午後1時30分から

富岡町役場 桑野分室

開 議 午後1時29分

出席議員（14名）

議長	塚野芳美君	1番	渡辺英博君
2番	高野匠美君	3番	渡辺高一君
4番	堀本典明君	5番	早川恒久君
6番	遠藤一善君	7番	安藤正純君
8番	宇佐神幸一君	9番	山本育男君
10番	高野泰君	11番	黒澤英男君
12番	高橋実君	13番	渡辺三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
参考会計事務管	佐藤臣克君
参考会計事務管	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参考会計事務管	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参考会計事務管	渡辺弘道君

参 事 兼 産 業 振 興 課 長	菅 野 利 行 君
復 興 推 進 課 長	深 谷 高 俊 君
復 旧 課 長	三 瓶 清 一 君
教 育 総 務 課 長	石 井 和 弘 君
いわき支所長	小 林 元 一 君
拠点整備課長	竹 原 信 也 君
統括出張所長	三 瓶 直 人 君
参 事 兼 生 活 支 援 課 長	林 志 信 君
主 幹 兼 企 画 課 長 補 佐	本 宮 幸 治 君
企 画 課 長 補 佐 兼 企 画 政 策 係 長	原 田 徳 仁 君
企 画 課 長 補 佐 兼 まちづくり係長	佐 々 木 邦 浩 君
代表監査委員	坂 本 和 久 君

職務のための出席者

議 事 事 務 局 長	志 賀 智 秀
議 会 事 務 局 長	大 和 田 豊 一
議 会 事 務 係 主 任	藤 田 志 穂

説明のため出席した者

【案件2. 除染及び家屋解体事業について】

環 境 省 福 島 環 境 再 生 本 部 長	坂 川 勉 君
環 境 省 福 島 環 境 再 生 事 務 所 除 染 対 策 第 一 課 長	須 田 恵 理 子 君
環 境 省 福 島 環 境 再 生 事 務 所 除 染 対 策 第 一 課 事 業 管 理 専 門 官	中 川 春 菜 君

環境省福島環境
再生事務所
放射能汚染廃棄
物対策第一課
建物解体廃棄物
処理推進室長

中川正則君

環境省福島環境
再生事務所
減容化施設設
整備課長

小島啓之君

環境省福島環境
再生事務所
県中・県南支所長

中西昭弘君

環境省福島環境
再生事務所
県中・県南支所
首席除染推進官

赤羽郁男君

環境省福島環境
再生事務所
県中・県南支所
首席廃棄物対策官

藤田宏篤君

【案件3. 準備宿泊について】

原子力災害
現地対策本部
副本部長

後藤収君

原子力災害
現地対策本部
住民支援班長

白井基晴君

原子力災害
現地対策本部
住民支援班員

小澤良太君

内閣府
原子力被災者
生活支援チーフ
支援調整官

松井拓郎君

内閣府
原子力被災者
生活支援チーフ
参考官補佐

阪本裕子君

内閣府
原子力被災者
生活支援チーフ
主査

工藤崇裕君

資源エネルギー庁
廃炉・汚染水
対策担当室現地
事務所参考官

木野正登君

資源エネルギー庁
原子力損害
対応室長補佐

沼舘健君

復興庁原子力 災害復興班官 参考事	中嶋護君
復興庁原子力 災害復興班官 参考事補佐	吉田麻須弥君
環境省福島環境 再生事務所 除染対策第一課長	須田恵理子君
環境省福島環境 再生事務所 除染対策第一課 事業管理専門官	中川春菜君
環境省福島環境 再生事務所 放射能汚染廃棄 物対策第一課 建物解体廃棄物 処理推進室長	中川正則君
福島県避難地域 復興課総括主幹 兼副課長	野本雅彦君

付議事件

1. 災害公営住宅（第2期）の整備計画について
2. 除染及び家屋解体事業について
3. 準備宿泊について
4. その他

開 会 (午後 1時29分)

○議長（塚野芳美君） 皆さん、こんにちは。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局長、庶務係長、庶務係主任であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、災害公営住宅第2期の整備計画について町側からご説明するとともに、除染及び家屋解体事業について環境省から、また準備宿泊について内閣府から説明を受けるものであります。いずれの案件も、今後の町の復興に関する非常に重要な案件でありますので、議員各位と情報の共有を図ってまいりたいと考えております。議員の皆様の貴重なご意見をお願い申し上げまして、挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、災害公営住宅（第2期）の整備計画についての説明を企画課長より求めます。

説明は着座のままで結構です。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お疲れさまでございます。本日は、おおむね100戸の住宅の整備確保をするというふうに説明申し上げておりました、町内における第2次災害公営住宅第2期分の住宅の調達方法を見直すなどして6ヶ月程度完成、それから入居を前倒しすることができましたので、このことについての詳細を説明させていただきたいと思います。

第2期の災害公営住宅は、これまでその整備完了時期を来年、平成29年12月から平成30年3月末を目指すというふうにご説明しておりましたが、6月より行っています住民座談会でのご意見や、町民皆様より寄せられておりますご意見から、可能な限り早期の整備が必要であり、特に単身世帯用の住宅の確保が急務であるというふうに認識したところでございます。このことから、早期に住宅の整備が可能となるよう整備方法を見直しさせていただきましたので、その詳細をご説明申し上げたいというふうに思います。

詳細の説明は、担当の佐々木課長補佐よりさせますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○企画課長補佐兼まちづくり係長（佐々木邦浩君） それではまず、お配りしました資料の1をごらんください。まず、工期を短縮するための建設形態でございますが、単身世帯が入居しやすい集合住宅、こちらを基本としまして、曲田の5街区、それから栄町公営駐車場に集合住宅を整備、それから整備予定地が第1期分と連続する曲田の4街区、こちらにつきましては街並みの一体性、こちらを確

保する観点から戸建ての住宅を建設するという予定でございます。整備戸数100戸のうち集合住宅86戸、戸建て住宅が14戸で、広さは2LDKを基本とするものでございます。

集合住宅につきましては、県営復興住宅と同様入居者が互いに集える空間や相互が見守りできますよう公有スペースとして談話室を設けるなどの検討を現在行っているところでございます。

発注方法につきましては、建設工期、こちらを短縮するため第1期分と同様買い取り方式としまして、短期間で確実な設計、施工に対応できる事業者を公募にて募集しまして、プロポーザル方式により選定するものでございます。

次に、工程でございます。戸建て14戸につきましては、新たに発注するよりも第1期整備分の追加分として請負業者である大和ハウス工業福島支社、こちらのほうに追加発注することにより経費削減と確実な施工が担保され、資材や職人の手配がスムーズに行えるなどにより工期が短縮され、平成29年5月こちらの完成が可能となるものでございます。

次に、集合住宅86戸分につきましては、工期短縮の観点から第1期整備分同様設計、施工を一括で行う買い取り方式としまして、同類の集合住宅の実績があり、短期間で確実な設計と施工に対応できる業者を今般選定しようとするものでございます。これによりまして、曲田5街区につきましては、完成が平成29年8月から10月、栄町公営駐車場につきましては、平成29年10月から12月に前倒しが可能となるものでございます。

今後でございますが、請負業者の選定を行うため、公募によるプロポーザルを行い、短期間での施工の確実性、それから経費面、こちらについて審査し、決定していきたいと考えております。

また、本事業に並行しまして、入居者の募集を行ってまいります。第1期分50戸につきましては、ことし10月から募集を開始、第2期分の戸建て14戸に関しましては来年1月から、第2期分集合86戸分に関しましては、来年7月からの募集を開始するものでございます。

なお、9月の定例議会におきまして、今ほど説明いたしました第2期整備分の建設費、こちらのほうの予算上程させていただきたいと予定しておりますので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

災害公営住宅の整備に関する説明は以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 単身世帯で急務というお話なのですけれども、募集に関するその基準、そういうものは町の考えはもう定まったのでしょうか。こういう人が該当だよと。単身でも、例えば住居確保損害なんかでもう家も持っている。ただ、その家は子供にくれてしまったから、私は町営住宅というか、この災害公営住宅に入りたいとか、結構経済的に恵まれている方も単身であればそういったところ入れるのか、町はきっちりしたそのルールづくり、その辺は終わっているのでしょうか、その辺教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 端的に申し上げますと、まだきっちり決めてはいない。ただ、第1期分、50戸の戸建て住宅の基準は決めてございます。案内しておりますので、そこを基本として今後単身世帯用の入居について検討してまいりたいというところで、少しお時間をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） やはり誰が見ても公平性が保たれる、これはやむを得ないなと思われるような基準づくり。そして、それは誰もがわかるように、広報とかそういうものに町民に知らせると、そういうことをやった上での募集、それをお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 基本が公平、公正にということでございますので、当然そのような形で入居基準等々、募集基準をつくってまいりたい。後段ご意見いただいたことについても、十分配慮しながら基準づくりを進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） 募集要項等につきましては、現在関係部署と担当者が集まりましていろいろ検討しているところでございますが、今回のこの募集の時期に合わせまして、皆さんに公表できるように、その時期までには完成させるようにやってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 1期分の50戸が建設始まって、1期のときもいろいろ議論あったかと思うのですが、単身世帯の取り扱いということで、1期分非常に単身世帯入れないということで残念な思いがありました。その中で執行部のほうはいろいろ考えていただき、ちょっとでも前倒しするようにというお考えのもとで今回100戸という形で、平均6カ月くらい前倒しになるわけですか、非常にありがとうございます。

ただ、今のやりとり聞いていると、私は単身世帯であっても、いろんな条件があろうかと思うのですが、町内に住民票を擁する人は、いろんな条件を課さないで全員吸収するようなやり方していかないと、本当に6年間戻りたくても戻れないでいるわけですから、その辺を救済してやらないと非常に特に年配者がかわいそうなのかなと、そういう思いがありますので、ぜひそういうことを踏まえて検討していただきたい。

1期目のときもそうだったのですが、中身については決定してから我々に出てきたということで、

非常に残念な部分ありました。そういう思いがありますので、早目、早目に我々も前にも出していただいて議論させていただければありがたいなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 住民座談会等々で住宅確保についてさまざまご意見伺うと、先ほどご質問いただいたような内容のものもあれば、今ほどご質問いただいた制限を加えないようにというようなご意見もございました。それぞれ双方もっともなところもあるのでありますが、基本は第1期分の入居基準が基本になって、そこに加える、引くというような考慮を加えるというようなことになるかと思います。早目、早目に基準についてはご相談を申し上げながら提示していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

いろんな思いも、被災者側から言うといろんな思いあります。いろんな基準を課せられて入られないうな人が出てくると逆に困るのです。町の将来的なことを考えれば、いろんな基準をつくりたいという執行部の思惑も十分理解できますが、今回はいろんな事情で、町民側から言わせれば全く自分たちには非がないような状況の中で富岡町を離れているわけですから、6年間という時間はすごく私は長いと思うのです。そういう中で、人生いろいろ変わっているのです。そこで変わったがゆえに入れないうな人が出てくると、非常にかわいそうな思いがありますので、ぜひその辺は検討課題に頭の中に置いて検討していただきて、我々の前に示していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ただいまのご意見、貴重なご意見として賜ります。さまざま検討は加えていくということで約束はしていきたいと思いますが、1期分、2期分を合わせて約200戸確保する。その後、3期分についても計画がないわけではなく、ご希望される方々全てということはなかなかお約束はできませんが、可能な限り住宅を確保しながら今後のあり方のご要望にお応えしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塙野芳美君） よろしいですか。

○13番（渡辺三男君） 終わります。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） この8月に請負業者のプロポということで入っているのですが、きょう8月10日ということで、プロポーザルを発表してから業者がこういう形で完成まで持っていきますという

のをするには、ちょっと考える時間がないような気がするのですけれども、その辺の期間、プロポの募集期間とか、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐兼まちづくり係長（佐々木邦浩君） 業者の選定方式、プロポーザル方式の日程につきまして若干説明させていただきます。

お盆明け20日ごろにプロポーザルの公募の募集を行い始めたいというふうに今のところ予定しております。その後、9月の上旬に審査させていただきまして、9月の中旬に業者を決定したいと考えております。業者が決定しましたら、基本協定などなどの事務書類、事務手続を経て、10月から設計を行っていきたい。12月までに設計を終わらす。1月から着工したいというような予定でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 9月上旬にプロポの審査をするということは、8月20日からだと10日で20日ぐらいしかないのですけれども、これだけのものをきちんとつくっていこうとするときに、考えた上でのものということではなくて、何かあるものをぽんと置いておくような形になるようなプロポになりそうな気がするのですけれども、その辺に関してはどういうふうにお考えの上で、当然買い取り方式なので、工期が早くなるのはいいのですけれども、一番肝心のところでプロポで決まったもので進んでいくわけですから、そのところにきちんとした時間をとっていないというのがこれだけの規模のものをその時間でできるというようなことで、ちょっと短いような気がするのですけれども、その辺はきちんとプロポの期間というのを考えた上でやっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○企画課長補佐兼まちづくり係長（佐々木邦浩君） プロポの期間についてでございます。こちら福島県の県営住宅、今現在8,000棟近くつくっておりますが、こちらと同じ期間、2週間程度という期間の中で設定させていただいております。

なお、プロポーザルで決まりました業者、こちらのほうとこれからその後設計に移りますが、設計の段階で綿密に役場の担当のほうと調整しながら短期間で確実な施工ができるものを設計していくというような考え方でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 最後に、この3階建て、3階建て、4階建てというふうになっているのですけれども、これらの構造に関してはどういうような考えでいるのか。プロポのときにある程度入れないといけないと思うのですけれども、そこを最後にちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○企画課長補佐兼まちづくり係長（佐々木邦浩君） 構造でございますが、一般的に集合住宅、大き

なものになりますと鉄筋コンクリート、それから鉄骨といろいろタイプがございます。災害公営住宅におきましては国土交通省、こちらのほうで示される基準、こちらのほうに従って建設していくということになります。

こちらの構造につきましてはプロポーザル、こちらのほうで提案される業者、こちらのほうの提案内容、それから議員の皆様の意見、それから専門家などなどの意見、そちらを踏まえまして決定した事業者との設計を行っていくというような形になります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、災害公営住宅（第2期）の整備計画についてを終わります。

ここで説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時46分)

再 開 (午後 1時52分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件2、除染及び家屋解体事業についてに入りますが、説明の前に坂川本部長よりご挨拶をいただき、その他の方には簡単に自己紹介をしていただき、その後説明に入っていただきたいと思います。

坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） 福島環境再生本部長の坂川でございます。富岡町また富岡町議会の皆様方には、私どもが行っています除染、それから廃棄物の処理などに関しまして、従前よりご協力をいただいております。大変ありがとうございます。

本日は、フォローアップ除染、それから建物の解体などの廃棄物処理の進捗状況などにつきましてこの後ご説明をさせていただきたいと思います。いずれも、復興のために大変重要な事業であると認識しておりますので、できるだけ迅速に、なおかつ以前よりご指摘いただいておりますが、丁寧に進めるということに気をつけながら進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） 福島環境再生事務所で直轄除染の担当課長をしております須田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） 環境省の福島環境再生事務所で建物の解体を担当しております中川と申します。よろしくお願い申し上げます。

○環境省福島環境再生事務所減容化施設整備課長（小島啓之君） 環境省で減容化施設整備課長を務

めてございます小島でございます。よろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 環境省福島事務所で除染を担当しております中川と申します。よろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長（中西昭弘君） 失礼します。県中・県南支所で支所長をしております中西でございます。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所首席除染推進官（赤羽郁男君） 県南支所で富岡の除染を担当しています赤羽です。よろしくお願ひします。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所首席廃棄物対策官（藤田宏篤君） 同じく県中・県南支所で廃棄物を担当しております藤田です。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） それでは、付議事件の説明をお願ひいたします。

須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） では、まず須田のほうから資料を2部、2つお配りしておりますが、緑色の表紙のほう、フォローアップ除染及び富岡町内の空間線量についてということで、除染関連のご説明をまずいたしたいと思います。

議長、座ってでよろしいでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 結構です。着座のままで結構です。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） 座って失礼いたします。

1ページおめくりください。まず、フォローアップ除染の進捗状況でございます。7月29日時点の数字でございますが、フォローアップ除染の対象となる件数は、7月29日時点でおよそ4,600件というふうに考えております。そのうち、7月時点で終わっているのが1,044件、進捗率が約23%ということになっております。7月末時点の進捗率23%となっておりますが、9月末までに4,600件のうち約70%が完了する見込みということで今作業を進めております。

2ページ目、3ページ目に、主なフォローアップ除染の対象箇所を写真でお示ししてございます。さまざまな場所でやってございますが、代表的な地点を示してございます。まず、植栽の根元、それから雨どいの出口付近、こういったところにはかなり高い場所が見つかっております。それから、コンクリート等の際、あるいは雨垂れ跡、こういった水道のところはやはり少し汚染が残っているということで、フォローアップ除染の対象にしております。

それから、ページをめくっていただいて、舗装のひび割れ、ここも水がしみ込んだということで、多少高いところが見つかっているということと、隣接する林縁部については、堆積物の除去等ではやはりまだ宅地のほうへの影響が大きいということで、剥ぎ取りなどを少しやっているところがございます。それから、排水ますなどについても高いところ見つかっておりますので、ごらんいただいているようなますの中の除染をしているというところもございます。それから、構造物の際などについても、高いところが見つかっておりますので、剥ぎ取るような作業もして進めております。こういった

ところを主にフォローアップの除染の対象としておりますが、その除染の結果について、その確認方法は4ページにお示ししてございます。線量については、今まで2ページ、3ページでごらんいただいたような箇所について、その箇所ごとに直上の1メートルと1センチの空間線量率をフォローアップの除染の前後で測定をしております。線量の低減効果ですが、作業箇所の状況によりその効果というのはさまざまですけれども、これまでのところ1メートルの空間線量ではおおむね30%から50%の線量の低減効果が得られております。

済みません、ちょっと先ほど1ページでごらんいただいたように、まだ23%しか進捗はしていないということとして、全体的に平均して何%かということは、現時点ではお示しできないということで、ちょっとご了解いただければと思います。

それから、5ページ目以降は、本格除染の効果でございます。この5ページの資料については、3月31日時点のものを以前皆様にごらんいただいたかと思いますけれども、6月30日までに測定点がふえたりしておりますので、その点も踏まえて新しくグラフを書いてございます。ただ、平均値については3月31日時点と変わっておりませんで、除染前の空間線量の平均値は1.9マイクロシーベルトパーアワー、除染後は時間当たり0.87マイクロシーベルトパーアワーになっているということでございます。

これを宅地だけを取り出したものが6ページのデータになります。こちらも、6月30日時点のもので新たにグラフを作成しております。これに、宅地についても3月31日時点のものと平均値の変化はございませんで、除染前の空間線量の平均値は時間当たり1.92マイクロシーベルト、それから除染後は時間当たり0.71マイクロシーベルトということになってございます。

7ページは、今口頭でご説明したことをヒストグラムにお示ししていたのですが、棒グラフでお示したものになります。全地目では54%の低減効果が見られております。宅地に限定しますと、63%の低減効果が見られているということになっております。

それから、8ページについては、事後モニタリングについてご説明を簡単に書いてございます。事後モニタリングについては、除染終了から半年以上経過した後に実施するものでございまして、きちんと除染の効果が維持されているかどうかを確認するためにやってございます。これは、実際の実施方法については全地目について除染前、除染後に空間線量はかっておりますが、そこと同じ場所で空間線量率を測定しております。この際に、地権者の方からご希望があれば、屋外や屋内についてここはちょっと高そうで気になるのだけれどもというところがあれば、追加で測定をするということもしております。

それから、今年度の事後モニタリングの実施期間ですが、28年については6月から12月ぐらいの予定でおります。7月末現在では、進捗率7%となっております。

実施体制ですが、株式会社のいであが実施してございます。

それから、最後のページ、これは前回の全協でもお示しした形になりますけれども、事後モニタリ

ング、フォローアップ除染のスケジュールということで、28年度の事後モニタリングについては、下半期にまでかけてやっていくという予定でございます。それから、フォローアップ除染については現在着手しております、9月までに大体7割ぐらいの進捗が見込まれておりますけれども、下半期残りの分やっていくということでございます。29年度についても、事後モニタリング、フォローアップについては引き続き実施してまいりたいと、このように考えております。

簡単ですが、以上です。

○議長（塙野芳美君） ちょっとお待ちください。議員の皆さん、どうします。これ、2つに分けてあれしますか、除染とそれから解体のほうと分けてやったほうがいいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） では、一旦ここで説明をいただきましたので、この除染の件に関しての質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 毎回、毎回同じことの繰り返しで、本当に申しわけないのだけれども、環境省ももういいかげんある程度答えてほしいのだけれども、確かに居住制限と避難指示解除がもう終わって、こういうふうに何%削減したという数字が出てきています。フォローアップも現在やっていますけれども、そのフォローアップの最終的な目的、どの辺まで。抽象的なので、高いところを下げる、それは当たり前のことなのだけれども、全体をどの辺まで下してくれるか、その辺が全然聞こえてこないのです。あともう1年足らず、来年の3月、4月に避難指示解除という声が聞こえてきている段階で、0.8とかその辺で私たちは完了しましたよと、それを認めるわけいかないのです。だから、今やっているフォローアップ除染がここまでやりますよというものをちゃんとお示ししていただけないと、こういう説明会何回開いてもただのガス抜きなのです。具体的にどの辺まで下げてくれますか、その数字を説明してください。

○議長（塙野芳美君） 須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） ご質問ありがとうございます。

フォローアップの目標についてなのですが、フォローアップ除染やっているところ、これも繰り返しになって大変申しわけないですけれども、その現場の状況がさまざまとして、一律にどのぐらいの空間線量まで下げるということを申し上げにくい状況にございます。ですので、できるだけ下げるということが私たちの除染の目的として、そのように進めさせていただいております。

先ほどごらんいただいた、資料の2ページにございますが、例えばコンクリートの際というところをお示ししてございますが、ここ実はコンクリートの際のところ、そのほうが結構土を掘ったりしておりまして、これ以上やると恐らくもう建物のほうを壊さないとこれ以上の対策できないというような、そういうたとえまで作業をやらせていただいております。そういう形で、できるだけ下げるといふうに考えておりますので、数値目標としてはお示しできないのですけれども、できる限

りのことをやっているということでご理解いただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の説明は、部分的にここが高いからこういう作業やっていますよという答弁なのです。私の質問は、当然こういうところを重点的にやれば全体も下がるとは思うのですが、その全体の数字がどの辺になるまでやってもらえるのですかという質問なのです。

だから、例えば今セシウムだって、ほとんど137の含量というか、もう半減期が二、三年のものがかなり少なくて、半減期30年くらいのものがほとんどだと思うのです。だから、このまま0.8くらいで当分の間推移するのではないかと私は個人的に思うのですが、自然減衰を待つといつても、そんなに効果はないと思うのです。それを考えたときに、例えば震災間もないころ、福島とか郡山とか、そういったところは0.5でも避難しないでああいうふうにとどまったのですが、私は最低でも平均値で宅地で0.5ぐらいまでは下げて、それで毎年除染して0.23を目指すというのであれば、これは許容範囲というか、しようがないかなという気持ちもありますけれども、何でかんで全部0.23にならなかったら来年の4月迎えない。だめだよというつもりもないです。ただ、今のこの数字で、いいのではないですか、ここまでやったのだからという気持ちはなれない。だから、部分的にこういうところをやってもらうのはこれは当然だ。当然なのだけれども、最終的にどこまで下げるか、そこをきっちり答えてください。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） ご質問ありがとうございます。

これも、大変繰り返しになって申しわけないのですけれども、おっしゃったとおり部分的に高いところを潰していくことで今全体の空間線量下げようとしております。そこで、では全体、最後の平均がどのぐらいになるまでかということも、これも済みません、大変数値としてはお示ししにくいところで、できるだけ下げたいというふうに考えております。

環境省としても、今までいいとは思っていませんので、来年度以降もフォローアップ除染、事後モニタリングやって、必要なところについてはフォローアップ除染やるという形で、引き続き線量の低減に努めていきたいと、このように考えております。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） これは、質問に対する答弁がかみ合ってこないから、水かけになってしまふ。

ところで、ちょっと方向性変えますから。この2ページの植栽の根元とかコンクリートの際とか雨垂れの跡とか、そういったところもフォローアップで下げるに、これも当然効果あると思います。しかし、全体を下げるためには森林除染とか、あとは住宅から20メートルという縛り、こういったものも取っ払ってやっていかないと、全体は下がらないのではないか。その辺を前から何回も言っているのだけれども、やりました、やりました、やっていますということだけで、私は効果が薄いというか、そんなにコンクリートの割れ目をやったから全体が下がるか、考え方方が私はちょっと理解でき

ないのだけれども、その辺森林除染とか自宅から20メートル以上もやるとか、それで全体を下げるとか、そういうお考えがあるかどうか、その辺も答えてください。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） 森林除染については、これまで20メートルくらいをやることで宅地の除染、影響が下げられるだろうということで進めてまいりました。確かにそれでも高いところは残っておりますので、先ほどお示ししたように隣接する林縁部については、さらに剥ぎ取りをやるというような形で今進めているところでございます。

それから、全体の森林については、政府のほうで出しました総合的な取り組みというのがございまして、今その中で例えば里山モデル事業なんかも進めながら、今後その知見を生かしながらどうやっていくかというのを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ちょっと関連しているかもしれません、前回にもお話ししましたその森林の除染、前回は国のはうからは落葉樹については影響がないという形で、実際には今森林的なものは極端に方向性を見えていないようなお話しいただいたのですが、前回もお話ししましたけれども、針葉樹、基本的に葉っぱがついているものについてはその葉っぱの、簡単に言うとその枯れ方によって落ちてくる。実際にはそのものについてはついていると。ですので、現実にきのう地域の森林にかかるわる団体の方とお話ししたのですが、簡単に言えば春先はいいとしても、秋にそのものが落ちてくるとまた上がってくると。だから、森林を何回も掃いても、さっきもちょっと出ましたが、木を切るぐらいな極端な除染をしない限りその方向性は見えないと思うのですが、どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） 最終的に森林、木を切るしかないのではないかということのご指摘かと思いますけれども、除染が基本的には現状を余り変えずに線量を下げるという作業になりますので、やるとしても下、堆積物の除去と、あとは枝打ちを数メートル分するということで今対応させていただいているところです。

もし森林からの影響で再汚染があるということであれば、そこについては確認をさせていただいて対応させていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 針葉樹の件ですから、毎年ある程度針葉樹であっても枯れた葉が落ちるという部分に対しての考え方はどうなのですか。

須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） 針葉樹についても、昨年度林野庁が実施した調査で主には土壌のはうにセシウムが吸着しているというふうに言われておりますので、現在その針葉樹と広葉樹というお話が最初にありましたけれども、針葉樹についても土壌というか、

その堆積物の除去で一定程度の効果が見られるのではないかというふうに考えております。

○議長（塙野芳美君） 須田さん、だからその部分はわかりますけれども、毎年落ちた分で、ですからその落ちた針葉樹の葉、その部分でまた線量が上がるはどうするのですか、考えているのですかということも聞いていますので、お答えください。

須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） その点については、実際その線量が上がったということが確認されれば対応させていただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 今の中でその対応したいということになれば、もしフォローアップが終わりまして何年かたってまた上がってきたという場合は、ではもちろん環境省は対応するということですか。

○議長（塙野芳美君） 須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） 濟みません、今の時点でいつまでフォローアップをするかということは明確には申し上げられませんけれども、対応してまいりたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 対応するのはいいのですが、ただ実際的に木自体の葉っぱがいつ落ちてくるかわからない状況下において、またそこで上がってきた場合は対応するということで判断するのであれば、この今回のフォローアップがいつまで終わるかわからないとしても、その後に出てきた場合そのフォローアップするのかどうかお聞きしたい。

○議長（塙野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） 先ほど須田のほうからちょっとご説明した林野庁の調査によれば、これは杉林なども含んだ調査でございますけれども、放射性セシウムの分布量、森林で見ますとほとんどが土壤のほうに行っていて、葉と枝については全体の0.5から2%程度しかないと、そういう調査結果、これ27年度の調査結果がございますが、このような調査結果から見ると、今後葉っぱが落ちてそこの線量上がるということは非常に考えにくいと思います。しかし、もしそういうことで線量上がっているという点があるのであれば、私どもしてもそれは対応する必要あるだろうというふうに考えております。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） 1ページの対象想定件数4,600件というのは、今年度、平成28年度で4,600件やるということなのかなというふうに思うのですが、今進捗率23%で、これが9月末までに約70%という見込みを持っておられるということで、これ実際100%になる見込みはいつごろなのかなという

のをまず1つ聞かせていただきたいのと、済みません、平成28年度で4,600件を想定しているのかということ、2つ教えてください。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） 2つご質問いただきました。

まず、その4,600件についてですけれども、今年度やる予定でございまして、見込みとしては年明け1月末ぐらいまでにと考えております。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） 今この現状でいくと9月まで70で、1月末に100%ということということですでの、今23%の状況の中で5ページ以降の数字が調査結果がまだ出ていないというの、今出されてもちょっと曖昧な数字になってしまふかなと思うので、納得するのですが、これ我々これからこの後準備宿泊であるとか、避難指示解除については、やっぱり線量の問題は非常に大きくて、こういったものが100%、1月に終わってその後そのデータが出てくるのがいつごろかによって、判断しなければいけない時期というのがかなり厳しくなってくるので、ぜひ追っかけて、事後モニタリングされていると思うのですが、やっぱり除染が終わっていって、もう追っかけデータとっていただいて、早目、早目にデータを出していただかないとちょっと判断する時間がなくなってしまうと思うのですが、そのあたりのお考えはいかがでしょう。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） ご質問ありがとうございます。

事後モニタリングの結果等ですけれども、済みません、きょうの時点では少しサンプル数が少なくてお示しできないということなのですが、一定程度データがたまつたらお示しするようなことをしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。ぜひもう50%終わつたら、すぐ50%のデータが出るような形で追っかけやっていただきたいなというのをお願いしておきたいと思います。

それと、この4,600件とりあえず急ぎでやっていただけていると思うのですが、環境省さんのほうでは長期目標であるかもしれません、1ミリまで下げるまでやると。また、これから我々解除に向けていくに当たって、できる限り下げる努力をするというふうにおっしゃっていただいていると思うのですが、これ400件が終わったから今年度これで終わりというわけではなくて、その終わり、なるべく早く終わらせていただく努力をしていただいて、終わった時点でまた新たにできるところからやっていっていただけるという考え方でよろしいのか、最後お願いします。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） 政府として、長期的な追加被曝線量が1ミリシーベルトになることを目指すというのはそのとおりでございます。

4,600件、工程的に今年度これくらいが限界かなと思いますけれども、引き続きフォローアップ除染については対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（塚野芳美君） 11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） 同じ質問で甚だ恐縮なのですが、この28年度上期、9月末に70%あたりの見込みということなのですが、上半期というのは4月から始まっているわけですよね。ですけれども、恐らく除染の始まりは5月末か6月ぐらいからだと思うのです、始まったのが。もうすぐに上半期の内容が出たのですが、私見たところによると、恐らく6月初めぐらいからかなということで、こういう結果につながっているのです、23%というか。ということは、例えば6月から始まったとしても、6、7、8月は入っていませんから、2カ月で20%そこそこなのです。ということは、もう8、9で上半期で20%、40%くらいしか行かないと思うのです。これだけは厳重に守っていただきないと、これから解体、除染というものもつながっていくし、とんでもない事態が、この帰還するに当たって事態が起きてしまうようなおそれがあるのです。ですから、これだけは、この辺の上半期のこの始まりの時期だけちょっと1点お伺いしておきます。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 私、中川のほうからお答えいたします。

町内のフォローアップ除染については、一番最初に着手したのは3月ごろでしたが、議員おっしゃるように人数をふやして加速化してきたのは確かに6月ぐらい、ご指摘のとおりでございます。現在人数をかなり当初の予定より倍増以上しまして、かつフォローアップについては大分経験もたまつきましたので、効率よく作業できるようになっております。現時点で9月末までに70%完了する見込みということで、しっかりとこれからも工程管理行っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） よくわかりました。

ですけれども、このフォローアップ除染においても、私も一度やっていただきましたけれども、フォローアップ除染完了しているのですが、完了結果が出てこないのです。これは、私も不思議に思っているのですが、図面を見せてこういう数値になっていますと目で確認、30カ所、20カ所ぐらいこういう数値が出ているのです。では、それのなぜこのフォローアップ除染の結果報告書をいただけないのかと再三私要望しているのですが、この辺も見えてこないのです。まだいまだかつて来ていないです。これは、恐らく最終段階のこの事後モニタリングをしてからこの結果公表するのかなと思うのですが、いや、それでは、それとこれとは別と思うのです。このわざわざフォローアップ除染をしていただいて、確かに下がっているように見えています。手でこの図面を見ながら指示されて言われただけです。あとは、環境省さんのその報告が我々の業者のところに来ていないから出せないですとい

う回答なのですが、これはちょっとおかしいのかなと私思うのですが、なぜ出せないのか、その辺はつきりお答え願いたい。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 報告がまだ届いていないということ、大変申しわけありません。環境省のほうでは、作業が終わってからおおむね1ヶ月程度の間に報告書を出すようにということなのですけれども、ちょっと事務作業がおくれているのと、あとはしっかりとJVのほうからこういう作業してこのぐらい下がりましたというのを環境省のほうに一旦提出させて、本当にできるだけ下げたのかと。これ以上できないのかということをきっちり確認して、もし必要があれば再度作業させて、その上で皆様のところに最終的なフォローアップの結果お知らせしたいなということで考えておりまして、報告がおくれております。決してフォローアップ全体が終わってからとかそういうことではなくて、随時関係者の皆様にはきちんと報告してまいりたいと考えております。大変申しわけありません、速やかに報告書を出していけるようにこれからも指導してまいります。

○議長（塚野芳美君） 11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） ぜひ速やかにフォローアップ除染結果を出していただきたいと思います。そうではないと、今後のいろんなものに対してこの解体、除染、その辺においても影響を及ぼしますから、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 環境省さんとのやりとりを聞いていると、ちょっと歯車が合っていないのかなと。今までこういう機会何回もあって、いろんな場で議員さんがいろんな質問して、それに返ってきている言葉と全く合っていないと、まずそういうふうに私は感じ取っております。

まず、この資料の1ページから言わせてもらえば、28年度上半期9月末で約70%完了させる見込みということなのですが、70が80、80が90、これは大いに結構なことなのです。ぜひ私はやっていただきたいのですが、一番は何のためにやるかということを環境省さんは忘れているのではないかと思うのです。放射能、セシウムを取り除くためにやるのです。ということは、私はきれいな仕事をやってほしいのです。今答弁でもありましたが、3月から始まっています。3月にあなたがやりますよということを指示して、ゼネコンさんはではやりましょうということでいろいろ数値の調査をしたりして、早ければ5月頭から始まりたいというやつが全然始まれなくて、いまだに引っ張っているような状況なのです。だから、20%しか完了していないのが現実だと私は思うのです。それは、環境省さんのフォローアップ除染のやり方、方法が決まらないとか、どこまでやるか決まらないとか、そういう汚点があってなかなか進まなかつたのかなと思うのです。現場の人とか、自分でも現場に入って見たり、いろんな状況を見ると、私はそう感じ取っているのですが、今答弁聞いていると全然納得いか

ない答弁ばかりなのです。今9月まで70%完了させますよといって、ばたばた、ばたばたけつたたいて人を入れる。なれていない人が入ってきているから前に進まない。きれいにいかない。そもそもフォローアップ除染がこのほどの数字あるというのは、本格除染がでたらめだからなのです。木の下なんかは、ほとんど取っていないのです。砂をかぶせて終わってしまっているのです、本格除染。だから、そういう部分も大半フォローアップ除染でひつかかってきています。雨どいの下とかますとかはやったけれども、落ちなくてまだフォローアップの除染の対象になっている、それは私も理解しています。

だから、別にことし中にやれなんて私は言いたくないです。2年かかったって、3年かかったって、5年かかったって構わないので。きれいにやってほしいのです、1回で終わるくらい。そういうことをあなたたち理解しているのですか。来年の4月1日を帰町宣言しようとして形だけつけようとしているのでしょうか。フォローアップ除染で何ぼの数字まで下げますよということも言わないで、0.23、年間被曝線量1ミリまで将来的には下げます。だから、下げますよではなくて、下がりますよという考え方だと思うのです。下げるのであれば、29年も30年も31年も32年も33年も、ずっとフォローアップのフォローアップ除染していかなくてはならないのです。それも29年以降は示せませんなんて言っているということは、将来的には自然消滅で1ミリ以内に下がるでしょうと言っていると同じなのです。違いますか。だから、この1ページ、9月末70%なんて別に上がらなくてもいいですから、フォローアップ除染もう1回やつたらせめて0.3とか0.4くらいまで下がるくらいな努力するようにゼネコンさんに指示してやってください。期限なんか切らなくてもいいです。あなたたちは解除するためにはばたばたやっているだけですので、そのことは十分私は思います。

あと2ページ、この写真提供してもらっているわかりやすくなっていますが、まさにこれなんかも、本格除染で最初から丁寧にやれば恐らく雨どいの下あたりを除いてはきちんとできていたのかなと思うのですが、こういうところが次から次ふえていくと。それで、現場は生き物ですから、1カ所をやれば終わりではないのです。線量調査をして、高ければまたやっているのが現状でしょう。だから、この4,600戸が4,600やれば終わりではなくて、1回やって終わらなかつたらまだ再度続けてやらなくてはならないから、4,600の数字が6,000戸にも7,000戸にもなってしまうのです、場所が同じであっても。だから、4,600で終わるように丁寧な仕事をしていただきたい。それには工期切ってはいけないです。工期切らないで、金にも糸目をつけないでじゃんじゃんやらないと落ちないとというのが現状なのです。ぜひお願ひします。

あと、こういう紙常に持ってきますが、我々に何を見せたいかわからないのです。この7ページなんか、低減のパーセント、全地目で54%低減しました。宅地で63%低減しました。これ、平均値の低減はわかるのですが、例えば宅地100坪ありますよと。その中で低いところと高いところあって、平均値というのはその中間ですから、中間で63%低減されたって、雨どいの下が4マイクロも5マイクロも8マイクロもあったのでは、100坪の土地に帰れないということなのです。平均値はこれだけれど

ども、一般的な100坪とか200坪の宅地をとって考えると、低いところで1マイクロ、高いところで8マイクロありますよ、そういうものを提示してくれれば、帰れるか帰れないか我々判断できるのですが、こんな平均値、平均値、平均値なんか持ってきたって、こんなものは判断基準にならないです。これから個別に、こういうとき持ってくるときには10カ所とか20カ所、例えば富岡中央とか夜の森の上手岡地区とか岩井戸地区とか、その宅地、ここは200坪ありました。50%低減したけれども、低いところでは1マイクロです。高いところでは4マイクロありました。そういう表示してもらわないと、帰れるか帰れないかの判断できません。こんなのは見せかけです、全く。だから、非常に悲しいのは、そういうやりとりあなたたちは今までやってきて、将来的に1ミリと言っているのだったら、ずっと除染を1ミリになるまでやり続けるのかどうか、今まで私も何回もそれ質問しているのです。答えてもらっていないのです。やり続けないのだったら、自然消滅を待ちますよとはっきり言ってくればいいのです、国の指針。何でそういうことを言えないのですか。そういうことを言ってもらわないと、こんな会議何回やっても同じなのです。意見言っているのは、みんな同じ意見だけでしょう。そういうことに対して、何で環境省さんは答弁するのですか、答弁してください。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） 済みません、何点かご質問いただきましたので、隨時お答えしたいと思います。

順番にお答えしたいと思いますけれども、まずその進捗が23%でゆっくりではないかというご指摘があったかと思います。これは、先ほど中川から答弁したとおりですが、ご指摘にもありましたように、どこまでやるかとかどんな工法でやるか、それが決まらないというのは、確かにそういう状況があったのは確かでございます。そのスタートが少し遅くなっていました。ただ、それが今事例が積み重なってきて少し知見がたまってきたので、その知見も踏まえてそれをそういう作業が進められるということで、今9月末までに70%ということを見込んでおります。

それから、本格除染で木の下は削っていないというようなご指摘がありまして、それはそのとおりでして、本格除染の場合は木を枯らさないようにということで、本当に表土のところを少し堆積物の除去する程度でございましたけれども、それではやはり下がり切らないということで、フォローアップ除染においてはお示ししたように植栽の根元などちょっと枯れてしまうかもしれませんということは、地権者の方にご説明をした上で少し土壌を剥ぎ取るようなこともさせていただいております。

それから、1回やれば終わりではないというのは、それはご指摘のとおりでして、私どももそのように考えておりますので、引き続きフォローアップ除染をやらせていただくということを予定しております。

それから、宅地平均とかでお示ししても、高いところがあるではないかということで、それについては少し5ページ、6ページのようなヒストグラムという形でお示しをしておりまして、確かに報告ですと例えば3.8マイクロ以上除染前には観測されているようなポイントもあるということをお示し

した上で、それは除染後にこうなっておりますという形でお示しいたしておりますけれども、これは例えば地区別の宅地の例で出せるかとか、そのあたりについては、町さんとも相談しながら今後検討したいと思います。

○議長（塚野芳美君） ちょっと待ってください。ですから、フォローアップ除染でもう少しフォローアップ除染を丁寧にして、ですからその時点の線量測定して、何回も繰り返さなくて済むようにもすべきではないかということと、それから今半分くらいお答えいただいたのですけれども、幾つかのサンプルの地点でのその平均値ではなくて、平均値は平均値で結構ですけれども、それよりも帰る判断としては最大値が知りたいのだということですので、それを示すことは町と相談しないとできないということですか、ちょっとその点をお答えください。

須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） 1回でというのは、できるだけ下げるというのが今の方針でして、1回で取り切れなかったところというのは、また引き続きやっていきたいというふうに、どうしてもそうなっていましたかなど。取り残しという形ではなくて、再汚染ということも考えられますし、相対的に高いところを取るというのがフォローアップ除染ですので、今相対的に高いところを手当したがゆえに、ほかの部分が相対的に高くなってくるというようなことも考えられると思いますので、そういう形で高いところを順次手当てをしていくという形でフォローアップ除染を進めるかなというふうに考えています。

それから、事例について個別のものが出せるかというのは、済みません、ちょっと町のほうと相談させていただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 同じ答弁の繰り返しになってしまふのですよね。高いところをやるのがフォローアップ除染だと。高いからやっているのは当然わかります。理解はします。だから、そこで7番さんが冒頭で質問したように、ではフォローアップ除染で幾つまで下げるのですか。それが見えていないから、我々理解もできないのです。フォローアップで落としていく数字がきちんと見えていれば我々も理解はできるのです。そういうフォローアップ除染することによって下がることは事実なのですから、では何ぼまで下げるのだというのが一番問題なのです。我々帰るには、どこまで下がったかが一番問題なのですから、フォローアップ5回やりました。10回やりました。30回やりました。そんなことは問題ではないのです。帰れる数字はこれだという数字、大概自分の心の中では持っていると思うのです。だから、幾らまで下げるのだということが一番私は重要な問題なのかなと思っています

それで、ここまでフォローアップ除染で下げますよと。あとは申しわけない、これ以上はもうどうやっても下がらないから、将来的には1ミリになるようにできる部分は努力しますということであれば理解はできるのです。数字も何にもあらわさないで、国、環境省さんが数字あらわしたのは、年間被曝線量20ミリ以内であれば健康には危険はありませんと、それだけです、言ったのは。そういうこ

とを言ってしまったから、我々は信用できないのです。我々の体の危険性を考えていないのかということなのです。だから、その辺もきちんともう20ミリというのも取り消して、幾らまで下げますという数字もきちんとうたってください。

あと、このフォローアップ除染の件数なのですが、多分こんな数字ではもう今からじゃん、じゃんふえてくるし、2回やっても3回やっても4回やっても、これではフォローアップの除染は気持ちの中ではこれくらいまで下げたいから、これではもう一回やってくれ、もう一回やってくれ、土20センチ取ったけれども、もう10センチ取ってくれ。これでも下がらないから、では周り20センチ大きくまた掘ってくれとかなっていくと思うのです。だから、数字さえ決めて町と我々が数字を共有して、これまでだったらしようがないだろうという数字があれば、そこまで徹底してやればいいわけですから、そういうふうな手段はとれないですか。ぜひ私はそういうふうな手段をとっていただきたいと先ほどの答弁でコンクリートの根っこなんかは、これ以上取つたらうちを壊さなくてはならないなんて答弁ありましたが、うち壊してだってやっぱり除くものは除いてもらわないと、帰れないうちがあったら、うちがあっても帰れなくては何の意味もないわけですから、その辺を十分検討して私はやっていただきたいと思うのですが、どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） 幾つかご指摘をいただいておりますが、まず最初に20ミリシーベルトのことについてもご意見をいただいておりますけれども、確かに避難指示の解除の要件の一つが20ミリシーベルトだということでございますけれども、私どもはそこまで下げれば十分ということではなくて、それ以下にもう既に下がっていても、やはりそこは相対的に高いところがあればさらに下げていく。できるだけ下げていくという、そういう考え方のもとに今除染を進めておりますので、決して20ミリであればいいというふうな考え方ではないということは改めてご説明させていただきたいと思います。

それからもう一つは、一体どこまで下げるのか、それをはっきりさせてもらいたいと、こういうご意見でございまして、それも従前からそのようなご意見をいただいておりますし、またどのぐらいまで下がるのかということが大変重要なことであるというのもよくわかるところなのですが、しかしある私どもしてはどこまで下げができるのかというの、やはり現場の状況であるとか、そもそもそこが除染前にどのぐらいの線量であったのかとか、そういうことでいろいろ異なるものですから、なかなか一律にここまでということを現時点でご説明するのは大変難しいという状況にございます。したがいまして、まずはこの今予定しておりますフォローアップ除染、これをやらせていただいて、その上でフォローアップ除染後どのぐらいまで下がったのか、こういうことをまたデータとしてお示しをさせていただいて、そういう形でまたご説明をさせていただく。もちろんそれで終わりというわけではなくて、またその後も事後モニタリングの結果を踏まえて、必要があればまたフォローアップ除染をやっていく、そういうことで進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろし

くお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） いや、言っていることはわからないわけではないのです。だから、数字が示せない以上は、どこまでやってもらえるのか我々不安なのです。言っていることわかるのです。場所によっては全然状況も違うし、数字も違うから、どこまで下げますよと言って下がらない状況はいっぱい生まれると思うのです。ただ、これまでではフォローアップ除染で下げる努力したいのだと。努力しているのだという数字なからしたら、全然見えないでしょう。20ミリだってそうです。20まででいいでしょうと言う気なからしたら、取り消せばいいでしょう、その数字を。そうでしょう。国は頑として引かないで、取り消さないでしょう。だから、地元住民をどう考えているのということなのです。

我々早ければ29年4月、ぜひ帰りたいです。ただ、帰れる条件が我々にもあるのです。そういうもうもろの数字を聞かせてもらわないと、町民に訴えることもできないのです、環境省さんがどこまでやってくれるかわからないので。そういうのをもう現実になってきているのですから、そういうのを欲しいのです。会議の中でそういうことをきっちり答えてほしいのです。そういうことをきっちり答えられないような会議ではやる意味ないです、貴重な時間を潰して。私はそう思うのですが、どう考えていますか。

○議長（塚野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） どこまで下げができるのかということだと思いますけれども、私どももそういうことを可能ならばお示ししたいと、やはりそのようなご意見はよくわかりますので、そのように思うわけでありますけれども、しかしながらこの現時点ではやってみないとわからない部分もございます。そこで、私どもとしてはまずはフォローアップ除染、これをしっかりとやっていくということが現在できることだと思っておりまして、もう少しそこのところはデータがそろった時点でそういうものをお示ししながら、またどこまでやるのかということをぜひまた検討させていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） この件につきましてまだありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、2時55分まで休憩いたします。

休 議 (午後 2時43分)

再 開 (午後 2時54分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

引き続きましてこの次は、災害廃棄物等の処理についての説明を求めます。

中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）

環境省、中川でございます。続きまして、青色の帯の富岡町における災害廃棄物などの処理についてということで説明いたします。着座にて失礼いたします。

この資料にて、これまでの議会などでご指摘をいただきました課題ですとかにつきまして、建物解体含めご説明をさせていただきます。まず、おめくりいただきまして、1枚目でございます。この1枚目は、建物の解体の現状をお示ししてございます。上の欄でございますが、7月末時点の申請件数右の欄に昨年度までの解体の実績をご報告させていただきます。

続きまして、28年度のスケジュール、現状でございますが、前回の議会でもご説明をさせていただきましたが、40件の28年のその1工事ということで、既に工事が動いてございます。続きまして、28年度のその2工事309件、こちらが29年2月末工期で現在7月末に事業者と契約をいたしまして、現在詳細を詰めております。この工事につきましては、着工をなるべく前倒しいたしまして、速やかに解体が富岡町の中で進んでいることをしっかりとお示しするべく、工期の前倒しですとか、作業員の入場を早めるですか、そのあたりも含めまして事業者とただいま調整をしてございます。続きまして、28年度その3工事でございますが、こちらもう間もなく報告を予定してございますが、200件規模、年度内の工事を予定してございます。下の米印でございますが、先日の議会でもご説明をさせていただきました夜の森地区の除染対象地域における居住制限区域との隣接分の解体につきましても、早急に発注を予定してございます。また、今後も申請件数がふえてまいりますが、今年度の反省、この4月、5月、6月の時期を解体が進んでいなかつたという反省も踏まえまして、着実にしっかりと切れ目のない解体工事を目指して早急に大型工事発注してまいりたいというふうに考えてございます。

おめくりいただきまして、2ページ目でございます。こちらこれまで議会で課題ですとかでご指摘をいただいた点につきまして、進捗をまとめたものでございます。まず、一番上でございますが、進捗管理ということでございまして、たくさんの件数の解体交渉を年度末までにしっかりとできるのかというご指摘ございました。その点につきまして、安全かつ工期内の完了を目指し、進捗管理を徹底的に行ってまいりたいと思いまして、この点につきましても事業者とスケジュール合わせ、計画今詳細を詰めております。しっかりとやっていきたいと思ってございます。

続きまして、解体申請の促進でございます。所有者不明の家屋または危険家屋につきまして、申請が上がっていない、そういう家屋が残っていると今後支障になってくるのではないかというご指摘をいただいておりました。その点につきまして、町役場と環境省にてリスト化を進めてございまして、特に所有者が確認できていなかつたところにつきましては、所有者不在の場合の代理人さん、例えば弁護士さんなどに接触をするなどしまして、申請の促進をただいま進めてございます。町と環境省で一体になり、そういう家屋の申請を掘り起こしまして、解体につなげていきたいというふうに思ってございます。また、米印でございますが、解体の申請の促進に関連しまして、受け付け期限につきましても今後必要な調整事項と考えてございます。

続きまして、家屋解体廃棄物の車両運行の安全性ということでございます。現在曲田地区を中心に

県や町や環境省の複数の工事が錯綜してございます。そういった工事車両が住民の皆様の安全に支障になると大変なことになりますので、環境省といたしましては、町役場と協力しまして定例の連絡調整会議を開始をさせていただきました。こうした会議の中で出てきた課題をもとに、危険マップを作成したりですとか、ガードマンを適正に配置するなど教育の充実なども含めまして安全対策徹底的に行っていきたいというふうに考えてございます。

おめくりいただきまして、3枚目でございます。こちらも仮置き場の運用ということで、課題として昨年度渋滞が発生したりですとか、法律的な運用ができていなかったところがございます。その点につきまして、曲田近辺の仮置き場ですとかの管理、運営につきまして、今年度から新たに仮置き場管理者を設置しまして、効率的な安全な運用をしっかりと目指してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、仮置き場の件で仏浜、毛薺の仮置き場でございますが、現在県の災害復旧事業との調整を行っておりまして、縮小の方向に動いてございます。そのため、今後実施する解体工事から発生する廃棄物につきましては、フレコン入りの不燃物などは小良ヶ浜の仮置き場、可燃物などは仏浜、毛薺の仮置き場の搬入というものを今検討してございます。以上、仮置き場の件でございます。

続きまして、4枚目でございます。富岡町における仮設焼却施設の件でございます。1ぼつの運営計画の部分でございますが、処理期間が現在の計画では29年3月までとなっているところでございます。処理実績につきましては、6月時点までで1年数カ月で約9万8,000トン、また下の2つのぼつでございますが、数値に異常はない、または不検出という状況でございます。

おめくりいただきまして、5枚目でございます。平成28年度の処理計画、現時点の計画でございますが、現時点では合計2万5,000トンの処理を今年度実施してございます。以上が廃棄物の処理、仮設焼却施設の処理計画などでございますが、真ん中の黒ぼつでございますが、新たに発生する廃棄物などへの対応ということで書かせていただいてございます。先日の議会におきまして、夜の森地区の帰還困難区域における夜の森地区の除染や解体工事についてご説明をさせていただきましたが、早ければ境界の部分につきましては秋ごろから、境界以外の部分につきましては冬ごろからの実施を予定してございまして、今後新たな廃棄物が年度後半に発生する見込みでございます。また、先ほど申し上げていますように、フォローアップ除染を引き続き実施していくこと、被災家屋の解体工事も隨時今後も受け付けていくこと、そういったことを考えますと、29年度も廃棄物が発生し続けると見込んでございます。こうしたことを考えますと、29年3月の仮設処理施設の運営期間どれぐらい延長させていただぐか、そういったことにつきましては、帰還困難区域今後示されるという方向の方針、そういった方針を踏まえまして、引き続きこの議会の皆様ともご相談させていただければと考えているところでございます。

最後の6ページでございます。こちらも、いろいろと議会でもご指摘をいただいておりますリフォーム廃棄物の処理のお話でございます。現在環境省が中心となりまして、県と産業廃棄物協会一緒に

なりまして、マッチング事業、リフォーム廃棄物を排出される方と産業廃棄物を処理される方のマッチング事業を行ってございます。上段の部分には、富岡町における実績の例を何点か表示をさせていただいてございます。下の黒ぼつでございますが、なかなか処理事業者のリストというものを提示するということは、県と協会ともお話をさせていただいておりますが、公平性の観点などからなかなか難しいなという話をさせていただいているところでございますが、産廃協会におきましては、ご相談いただいたものにつきましては具体的な事業者をしっかりと紹介させていくという方向性を確認させていただいてございます。また、今後とも協会任せではなく、環境省がしっかりと真ん中に立ちまして、廃棄物処理事業者との調整、放射線量の測定など環境省、福島県、産廃業界がしっかりと連携をして取り組んでまいりたいと思いますとともに、今後また帰還され、お戻りになられましてリフォームですとかされる住民の皆様のそいつた廃棄物の実態をしっかりと環境省としても確認をさせていただき、把握をすることで円滑な処理につながるように精いっぱい努力をしてまいりたいと思ってございます。

廃棄物関係の説明、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 済みません、1点ほど確認というかご回答いただきたいのですが、前回の準備宿泊のときの私お話ししましたリフォームの関係の処理したごみの処置についてお話ししたときに、明確な回答がいたしかなかったということの中とともに、今回上がってきた中に幾つかの業者が処理済みですという形に書いてあるのですが、その処理済みはどういう処理済みなのか。基本的には公的な施設で、簡単に言いますと双葉郡ではそのリフォームで出た燃えるごみにしても燃やす場所がない。まして、それについてのその焼却というのはどこで焼却するかもわからない状況。それとともに、燃えないごみについてもどこに置くのか。

それとともに、周りの状況が民間地であれば、このごみがもし福島県であるということが知られた場合、ちゃんと一応もちろん検査したとしても、そこからまた風評が上がってくるのではないかと思うのですが、その点いかがでしょう。

○議長（塚野芳美君） それでは、お答えください。

中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ご質問ありがとうございます。

まず、1点目でございますが、この資料に書かせていただいております処理済みというところでございますが、産業廃棄物協会に確認をさせていただきまして、例えば上の金属くず、コンクリート瓦であれば、例えばコンクリート瓦であれば埋め立ての処理場まで持っていくて最終処分されたというそいつたことを確認をしているものでございます。

また、2点目のご質問でございますが、そういった現場の状況であるのであれば、まず環境省として確認をさせていただきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 先ほど失礼いたしました。

これからその状況はもちろん確認していただきたいのですが、私が心配するのは、その業者が一時置いたとしても、そこの周りの方たちが福島で持ってきたそのごみであるということで、ある地域からその福島の風評がまた発生するのではないかという形の、そういう人間感情的な問題かもしれません、そういうのも一つの福島の風評のあれにもなると思いますので、その点のある程度その業者さんが地域にももちろん確認されて置かれているか、またやっているか、そういう面はご理解いただいているでしようか。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）ありがとうございます。

環境省といたしまして、そのあたりの風評の点というものはまだ確認はできていないところでございますので、県と産廃協会とともに今のいただいたご指摘を持ち帰ってちょっと話をさせてもらいたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。

2ページの一番下の段の運行についてちょっと聞きたいのですが、以前というか、中間貯蔵への本格輸送のときもちょっとお願いしたのですが、富岡町もここに書いてあるとおりいろいろと曲田地区始めいろいろ工事立て込んでおりまして、できれば県道を使っていただいた輸送、その他も考えていただきたいということで、環境省さんの別のグループかもしれません、県とのほうの調整もお願いしております。その後で、ちょっとなかなかまだそこを使えるというような判断は出ていないというようなご回答はいただいているのですが、やはりあの道路を使えるということは、安全上も非常にメリットがあるのかなというふうに私考えておりまして、これは環境省さんだけではなくて町のほうにも聞きたいのですが、そういったところで県といろいろと調整していただきて、できるだけ早い時期に県道のほうも使えるような動きをしていただきたいと思うのですが、そのあたりいかがでしようか。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）ご指摘ありがとうございます。

環境省の中の中間貯蔵の輸送のチームとも、この運行ルートの話をさせていただいておりまして、

情報をしっかりと共有させていただいている。ただいまの件につきまして、もう一度中で調整して、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。

環境省さんだけの問題ではなくて、できれば県のほうにきちんと言つていただきたい、県のほうで許可いただかないとなかなか使えない部分であると思うので、ぜひ県のほうとさらなる打ち合わせをしていただきたい、できる限り早くそういったところを使用できるような流れにしていただきたいと思うのですが、町のほうでもあの県道を使うということは町民にとってもメリットあると思うのですが、そのあたり打ち合わせ等いただいているかどうかお答えいただけますか。

○議長（塚野芳美君） 滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） この件につきましては、私ども8月1日の日に土木事務所に行きました、中間貯蔵チーム、それから土木事務所、町ということで打ち合わせをさせていただきました。その辺の結果につきましては、今環境省からもありましたけれども、いろいろな調整させていただきておりますので、これが進むものと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。

ぜひ県道を使えるということは、町民にとってもメリット非常に多いと思いますので、こういった工事使うこともありますので、国と町と一体となってぜひそういったことがスムーズになるように働きかけをしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） 2点ほどお伺いいたしますが、1点目は、1ページの解体申請等数ですが、1,458件に対して現在終わっているのが600件そこそこ。28年度において40件、その2工事で309件、その3工事で200件と、こう書いてあるのですが、この総数でいきますと1,055件なのですが、解体7月末で1,458件に対して、28年のその3工事で1,055件ということは、まだ400件程度残っているわけですよね。それで、まだまだこれから申請件数もふえていくと思うのです。ということは、当然このペースでいくと間に合わないと、28年度中には。ということは、29年に富岡町が帰還宣言するという、4月以降にするかどうかこれは町長の判断ですが、当然これはここまで解体、まして解体が終われば除染という解体、除染なのですよね。除染も終わらなければならないのです。当然これは不可能に近いことですから、この加速化していただけないかどうか、もう少しスピードアップしていただけないかどうかその辺1点と、それと2ページの解体申請促進ということで、先ほど町、環境省において所有者確認という意味で弁護士等を通じていろいろと今その不在者を探し当てるということ

なのですが、当然私も1年前からこれは言っているのです。危険家屋がまだ富岡町には相当件数あるのです。なぜこれをもっと早くこういうことをやっていただきなければ、当然私は各委員会等でも、この場においてもこの件においては質問しているのです。早急にやっていただきたいと。メイン道路においていつ倒れるかわからないような危険家屋があるというのに、今ここで弁護士さんを通じてやっているということは、ちょっと情けないなという感じ受けるのですが、この辺のスピードアップをしていただかないと、まだまだこの例えは私みたいに29年4月以降にもう帰還宣言と同時に富岡町へ帰還するという人間がおるわけですから、これはこういうことをやっていかないと帰還意欲がなくなっていくのです。当然町民もそういうことを感じられると思うのです。まだそういう危険家屋が、いつ倒れるかわからないと。どういうふうに倒れるかわからない……

○議長（塚野芳美君） 11番さん、手短にお話しください。

○11番（黒澤英男君） ということで、この2点、こういう件数、所有者はまだ不明の件数が何件ぐらいあるのか、この2点お伺いいたします。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ご質問ありがとうございます。

まず、1点目の1ページ目の解体の申請件数に比べて解体がまだ十分なスピード感がないのではないかというご指摘でございますが、その点につきましては、申しわけないところでございます。今後今その3工事200件と書かせていただいておりますが、これで今年度の工事は終わるわけではなく、さらに残りの申請につきまして、現時点で未着手の先ほど申し上げたような400件強の件数につきましても、できる限りしっかりと加速化的に取り組めるように行ってまいりたいと思ってございます。

また、今後も解体の申請件数ふえていく見込みでございます。そういうものにつきましても、速やかに1ページの一番下の来年度4月以降も切れ目ない解体工事ということで、着実に迅速に行っていけるように精いっぱいやっていきたいと思ってございます。

2点目の件でございますが、現時点では30件ほどリストアップ、町役場と環境省でさせていただいておりまして、二十数名には声かけできておりまして、連絡がついてございます。二、三名ほど所有者不明のそういう弁護士さんが必要な方がいらっしゃいましたので、そういう状況でございますが、おおむね所有者様と連絡ついておりますので、速やかに申請をいただきまして、解体を実施していくという方向で今進めてございますが、ご指摘の点ごもっともだと思っておりますので、さらにこの点について重点的に対応してまいりたいというふうに思ってございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） 1番目のこのまだ残っている約1,000件の解体件数ですか、これは早急に解体、除染まで終わるように徹底して業者のほうに連絡してやっていただきたいと思います。

それから、2番目のほとんどもう所有者不明のものは確認がついた。あと二、三件だということなのですが、これは速やかにやはりこれも解体していただかないと、この調べ上げただけでは危険なのです。早急にこの危険家屋というのは、これはもう去年、おととしぐらいからこういうことは言っているのです。だから、それがこれだけわかってきた段階ですから、所有者とこの解体申請を出していただいて、徹底してこの辺も早急に速やかにやっていただきたいとお願いしておきます。聞いていただければ。

○議長（塙野芳美君） では、中川さん、お答えください。

中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ただいまいただきました2点のご指摘、丁寧にしっかり対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 済みません、2点ほど。

まず、1ページ目の下の米印なのですが、除染対象区域に新たになってきた隣接部の解体につき早急に発注予定というふうに書いてあるのですが、急ぐはいいのですけれども、片づけ等現状立ち入りが規制されている中で片づけがまだ済んでいない。今までほっておかれておいたので、壊すか壊さないかその最終判断がつかない状態で、余りにも早急にいつまでに言わなければ壊さないよなんていうようなことはないのかどうか、その辺どういうふうにお考えになっているのか、1点。

それから、最後の6ページのリフォームの廃棄物等なのですが、マッチングいろいろやっていただいているとは思うのですが、この中で当然8,000ベクレルを超えるものが今度出てきたときにどうなるのかということがあると思うのですけれども、8,000ベクレル以上のものが出てきた場合にはどういうようなスキームでやっていくのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ご質問ありがとうございます。

まず、1点目でございますが、帰還困難区域の夜の森地区の皆様の急に解体と言われてもという点は、まさにそのとおりだと思ってございます。いろいろと解体の担当から連絡をさせていただきまして、片づけについてどうでしょうかですかとか、解体のご希望ありますかですかお話をさせていただいておりますが、環境省の側からいつまでにですかとか、大事な財産でございますので、そういった何か解体を強制するようなということは全くございません。そういったところは所有者、地権者様としっかりと昨日もお話をさせていただいておりまして、1件1件丁寧に町民の皆様のお気持ちに沿って進めてまいりたいというふうに思っております。

2点目のリフォーム廃棄物で8,000ベクレル以上の廃棄物でございますが、占有者様から環境省に指定廃棄物の申請をいただくことにスキーム上なってございます。そのあたりにつきましても、環境省としてできるだけ手続サポートさせていただいておりますので、我々としても一緒に協力して進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 解体の意向を丁寧にというところはいいのですけれども、実際に片づけをしようと思ったときに片づけができない。当然除染もしていないので、草ぼうぼうだし、いろんな意味で家に入りにくい状況になっている家もたくさんあるのですけれども、その辺に関しては環境省のほうではどういうふうに、具体的に片づけをしたいと家の人が言ったときにどういう対応してくれるのか、ちょっとお聞かせください。

それから、申請をするというのはいいのですが、8,000ベクレル以上のもの申請をした後どうなるのですか。申請をするスキームだけではなくて、ちゃんと最終処理までのスキームをきちんとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ご質問ありがとうございます。

片づけにつきましては、今まにお電話をさせていただきまして、片づけの方法ですとか1件1件丁寧にやらせていただいておりますので、その除染の側の同意取得のときにも立ち入り等はありますので、除染と解体一緒になってそういった草がたくさん生えているから入りづらいですとか、そういったところに支障がないように行ってまいりたいというふうに思っております。

2点目でございますけれども、指定廃棄物の申請をいただきました後は、環境省がその現場まで取りに参ります。その後、仮置き場に持っていきまして、仮設焼却炉にて焼却するなり、あとは仮置き場においておきまして、不燃物であればそこの今のところの仮置き場に置いておくと、そういったことを考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 中川さん、ですから、その片づけはそちらの片づけだけではなくて、所有者が片づけに入りたいときにその草とかなんかで荒れ放題なので、それに対して環境省として何か対応してくれるのですかということを聞いているので。

中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ありがとうございます。

除染側の事前調査などで草刈りをすることなどもありますし、また東京電力さんのボランティアな

どのご協力もいただきまして、家の中の片づけなどを行うスキームございますので、そういういたところをご案内させていただきながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 片づけ、家の人が家の中身のものがある程度分別したい。ぐちゃぐちゃのままなのです、実際には地震のときで。それをしていこうとしたときに、いろいろ支障があるのですが解体して全部もう何も要りませんという人はいいのですけれども、そういう人ばかりではないと思うのです、際の人たちであっても。そうなってきたときに、その辺のところをどういうふうに考えてくれているのかというところです。実際バリケードがあって家に入れないとか、際ですから、際のところなので、状況見ていると思うのですけれども、そういうこともあろうかと思うのですけれども、その辺に関して環境省としてはどういう対応してくれるのかということ。

それから、指定廃棄物で申請をすれば環境省が取りに来てくれるということなのですけれども、それは当然申請をしたら1週間以内、2週間以内に環境省が取りに来てくれるということですね、そんな大量ではないでしょうから。そういうこと、そういう早急に持つていってくれるということでおろしいのでしょうか。ここは大事なところですから、きちんとした確認です。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ありがとうございます。

まず1点目につきまして、私から回答させていただきます。ご指摘のバリケードなどの点につきましては、内閣府さんと速やかに入れるよう調整してございまして、そういういた鍵のロックの話ですとかも調整しておりますので、円滑に入れるように、また片づけごみにつきましては、屋内の所有者様がしっかりと整理なされてから解体工事に着手するなど、しっかりと工程を調整させていただきたいというふうに思ってございます。

○議長（塚野芳美君） 小島さん。

○環境省福島環境再生事務所減容化施設整備課長（小島啓之君） 今の指定廃棄物の件でございますけれども、まず可燃物につきましては、基本焼却炉のほうで処理をすることを想定してございます。不燃物につきましては、最終的には最終処分場へ8,000ベクレル以上10万ベクレル以下のものに関して搬入するということになります。

お尋ねのすぐに取りに来るかという点でございますけれども、可燃物につきましては、今申し上げたように焼却処理が可能でございますので、帰還の妨げまた事業再開の妨げになるようであれば、ご相談いただければ申請者の方の意向を踏まえて対応させていただきたいと思います。不燃物につきましては、現在最終処分場のほう搬入準備を進めている段階でございますので、すぐに搬入するということは非常に難しい状況かというふうに考えてございます。

○議長（塚野芳美君） いや、不燃物でですから8,000ベクレル超えたものをその個人のうちのとこ

ろから仮置き場かどっかに持つていってくれるのかということと、今のあれの中に含みはなかったけれども、東電で困難区域の中も室内も片づけやってくれるのですか、その2点ちょっとお答えください。

小島さん。

○環境省福島環境再生事務所減容化施設整備課長（小島啓之君） 不燃物につきましては、今申し上げましたように最終処分場への搬入が非常にまだ準備が整わない状況ですので、ほかの地域でもご本人の所有地等に保管をしていただいている状況でございます。ですので、これは処分場の搬入準備が整い次第対応させていただくということになってまいります。

○議長（塙野芳美君） 中川さん、先ほど何か東電の片づけ隊というお話をしたけれども、困難区域の中も東電のほうで屋内の片づけやってくれるのですか。

中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） イメージ的にまた追って確認して明確にしたいと思いますが、東電さんとは困難区域もやっていただくように話はしておりますが、念のためもう一度確認したいと思っております。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 資料の4ページ、仮設処理施設焼却炉なのですけれども、処理期間が平成27年3月から平成29年3月ということで、期限を切って地権者の方と賃貸契約を結んでいるのかなと思うのです。それなのですけれども、これを読ませてもらうと、今後申請案件については、これ解体なのですけれども、来年度4月以降も切れ目のない解体工事を発注していく。際なんかは、もちろんこれ帰還困難区域ですから、今ある焼却炉は私の記憶では居住制限区域及び避難指示解除準備区域、こういったもののそのごみを処分するという施設だったと思うのです。ここは、地権者との約束は帰還困難区域のものも処分するとか、29年3月を越えても継続でやれるとか、そういう文面になっているのですか。地権者が契約と内容違うのではないですか。お貸しできませんとなったときにはどうなるのですか、その辺お答えください。

○議長（塙野芳美君） 小島さん。

○環境省福島環境再生事務所減容化施設整備課長（小島啓之君） まず、処理の関係でございますけれども、議員ご指摘のとおり家屋解体等が続きますので、処理は継続させていただくということになってまいります。

それから、帰還困難区域のごみを処理するかという点でございますが、前回の全協でもご説明させていただいていますし、それ以前の議会のご説明でもご説明しているのですが、当初設置した段階から富岡町全域の廃棄物を処理する施設というご説明をさせていただいてございますので、帰還困難区域を含んで処理をさせていただくというふうにこれまでも説明させていただいてございます。

処理期間の問題でございますけれども、地権者との関係です。議員ご指摘のように、期限を定めて借用しているものでございます。本日ご説明させていただいたように、来年度も引き続き処理が継続されるということになりますので、地権者の方へも当然のご相談に入らせていただくということになってまいります。

○議長（塚野芳美君） 地権者が、ですから嫌だと言ったらどうするのですかというお尋ねです。

○環境省福島環境再生事務所減容化施設整備課長（小島啓之君） これから行政区長さん、地権者の方含めてご説明に入るわけすけれども、富岡町の売却処理また復興に必要な施設であるということは、丁寧にご説明させていただく中でご理解を賜りたいというふうに考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 私の質問の中には、国と地権者との契約を結んだときに、富岡町全体のごみという文章が入っているのですか、帰還困難区域を含めた全体のごみという。私ら、居住制限とか帰還困難区域をまず解体するとかというの以前はなかったから、途中から帰還困難区域もという話になってきているので、地権者との間の契約がどうなっているのですかというその質問だったのです。その契約の目的と、あとその地権者が今議長言ったように一人でも反対者がいたら、丁寧に説明しますとは言うのだけれども、これはどんなふうに契約文書ではなっているのか、その辺聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 小島さん。

○環境省福島環境再生事務所減容化施設整備課長（小島啓之君） 地権者の契約書の中身でございますが、まず。仮設処理施設及び仮置き場の用地として借用するというのが趣旨でございまして、帰還困難区域云々また居住制限区域云々という文言は含まれてございません。ということで、特定されていないということです。どこから物を持ってきた。仮置き場に置いてそれを処理する云々というのは特定されておりませんので、これまで議会の皆さんにご説明したように、帰還困難区域が含まれているというのが私どもの説明でございます。

もう一つでございますけれども、その期限のお話でございますけれども、丁寧にということでしか今申し上げようがないところでございまして、これは当初設置させていただくときも行政区長さん初めて、地域の皆さんにもさまざまご協力いただいた中でご理解いただいたものでございますので現時点ではまずは丁寧にさせていただいた上でまた地権者の皆さんとの交渉状況につきましても、議会の皆様方にご報告させていただければというふうに考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 丁寧に説明という言葉が何度も出てきて、私は契約内容が一人でも反対者がいたらどうなるのですかという質問なのです。反対者がいたらば延長はできないのではないかという質問なのですが、その辺をきっちりお答えください。

○議長（塚野芳美君） 小島さん。

○環境省福島環境再生事務所減容化施設整備課長（小島啓之君） おっしゃるとおり、どなたかが反

対するとなかなか難しいというのも承知してございます。私どもとすれば、必要な施設ですので、ご理解いただきたいというふうに考えて、そのように進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今最初関連の話しさせてもらいますけれども、当初は焼却炉28年終了だった。それをあなたたちは、国のおくれによって勝手に延ばしていくと。それは国の考えだから、私はそれに対しては何も言いませんが、富岡町は、復興拠点があのそばなのです。それで、29年4月1日に帰ろうとしているときに、簡単に地権者がオーケーしたからいいよという話では私はないと思うのです。復興拠点にしたところに戻った人が日々毎日焼却炉見て生活するのですか。そういうことないようにお願いしたかったのです。だから、当初から駅東側は富岡町で線量が一番低いところですよと。幾ら津波でやられた地区であっても、後で支障を来すから仮置き場にすべきではないと私は強く訴えていたつもりなのです。それが全く私の言っていたとおりになってきたと。あなたら、そういうことを理解していますか。富岡町の復興拠点です、あそこ。復興拠点にああいう焼却炉が環境省さんのおくれによって29年もまだ解体できないであろう。30年も解体できないであろう。おかしくないですか。皆さん考えておかしいかおかしくないか、まずそれ答えてください。

あと、これ1ページ目の解体なのですが、まさにすごい数字今年度はうたって、700件は壊すという前にもそういう説明ありましたので、困難区域との境目も追加で来れば700件からふえるとも減ることはないと思うのです。それをやっていくには、切れ目のないような解体工事を発注していくということではなくて、やっぱり年度をまたぐようなやり方で工事を発注していかないと、4月以降に発注するということになると、当然準備期間必要ですから切れてしまうのです。切れているのが今の現状で、今8月になってもまだ手つかず状態だと、ゼネコンさんの部分。ゼネコンさんの部分309件ですか、これ7月末だか7月中だかに契約済みになっていますが、地権者と持ち主と解体の3者立ち会い終わってオーケー出たの何件か教えてください。まだ全然進まないような状態なのかなと思うのです。

あと、私もこれ全然今までリフォームの解体の引き受け先、引き受け先とばかり言っていたのですが、きのう私のところに1件また電話入ってきて、おかしいのではないのと言われた案件があるのです。というのは、私も初めて気がついたのですが、半壊以上の解体に関しては、全部国が解体してくれる。費用も一銭もかからない。何でリフォームして富岡に戻ろうしている人の解体の廃棄物はお金出さなくてはならないのですか。言われてみるとそうなのです。国も町も、町民を戻す政策を前面に出していると思うのです。戻る人はお金出して、違うところにうちを設けたから自分のうち解体しますよと、半壊以上の審査を受けて。その人はただで壊してもらえるというの、おかしくないですかと私言われたのです。これはおかしい、まさに言うとおりだなと思ったのですが、そういった問題点どう考えておりますか。

○議長（塚野芳美君） 小島さん。

○環境省福島環境再生事務所減容化施設整備課長（小島啓之君） 初めに、私のほうから焼却炉の関係のご質問にお答えしますが、議員ご指摘のように当時設置を決めるころ、この場所に。議会の皆様また住民の皆様から、あの場所でよいかどうかということについてはさまざま議論があったということは承知してございます。また、復興拠点にされるということはもう存じてございまして、インフラ整備の支障にはないようにということで、町とはさまざま今調整はさせていただいてございます。

ただ、議員ご指摘のように、焼却炉があるという中で住民の皆さんのがお帰りになったその心情的な部分でございますが、確かに焼却炉というものの自体全国的に迷惑施設と呼ばれる施設でございましてどなたにとってもはつきり言ってありがたい施設ではないということは十分承知してございます。そういうものがあるがゆえに、帰還という部分で妨げに全くならないとは、私も心情的な部分に関しては思いませんが、一方でこれまで同様安全に処理は進めさせていただき、管理も進めさせていただく中で、富岡町全体の復興、復旧を進めるための施設だということをご理解いただく中で、なるべく短期間で処理を完了するように対応させていただければというふうに考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） まず最初に、別のご質問で困難区域の東京電力のボランティアさんの件でございますが、困難区域の中の片づけごみにつきましても、東京電力さんが手伝えるということを確認がとできているということございましたので、訂正をさせていただきます。

ご質問の点2点目、3点目でございます。解体工事の年度をまたぐ工事というご指摘、そのとおりかと思っておりまして、しっかり中で考えてまいりたいというふうに思ってございます。来年といいましょうか、今年度末にそういったところを改善できるように考えてまいりたいというふうに思ってございます。

また、この309件の工事の地権者様との3者立ち会いの状況でございますが、聞いているところによれば8月19日ごろから1件目3者立ち会いをということで、そこからスタートという状況でございます。20件前後を8月中に予定をしておりまして、その立ち会いの結果、9月の当初もしくは8月末には1件目の解体工事の着手自体に進んでいきたいというふうに思ってございます。

最後のリフォームの財政、環境省なぜリフォームのお手伝いができないのかという点でございますが、考え方といたしましては、環境省の解体工事というのは生活環境上支障のあるもの、倒れそうで危ない、そういう家屋につきまして、本来であれば福島県外の例えは地震で倒壊した場合であれば市町村の事務として行うべきものというふうに法令上なってございますが、それをこの放射線の汚染による特殊、特別な地域に基づく法律に基づきまして、その点環境省が解体を行うというふうにスキーム上なってございます。そういう意味では、個人の財産の形成につながるそういうリフォームにつきまして、国が何らかしらの支援というのは難しいものだというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

質問するほうも答えるほうも、大分時間過ぎていますので、要約してお話しください。

○13番（渡辺三男君） 焼却炉に関しては、言っていることはわからないわけではないです。本来であれば28年度中にもう全部終わらせてもらえば一番よかったですですが、復興を目指すためには絶対必要な施設ですから、今すぐ解体しろなんては言ったって始まらない問題です。ただ、そういう意識を持ってスムーズに、一日も早く終わらせてもらうことを要望しておきます。それするのには解体が一番目玉だと思います。解体のほうと一緒にやっぱり手を携えて、一日も早く上げていただくということを目指してください。

解体のほうに関しては、まさに年度をまたいで仕事できるように、もうもう単年度で切らないでやっていただければゼネコンさんもやりやすいし、ゼネコンさんの下で解体をする業者さんたちも、切れ目のない作業やらせていただければ人的確保もスムーズにいくと思いますので、その辺も国でよく考えていただきたい。そういうことが全部もろもろの問題につながっていくわけですから、ぜひお願ひします。

あと、今リフォームの解体に関しては、法律の壁わかりますけれども、法律をつくっているのは国でしょう。それを特措法で何とか救済する方法は、やる気になればできるでしょう、やる気になれば私も、きのう電話もらって初めてわかったのですが、はっと気がついたのですが、確かに理屈にはかなっているなど。半壊以上のもの何百万円、何千万円とかかるものを国が全部壊してやって、リフォームで出る解体材とか廃棄物は5万円か10万円か20万円、それは個人で出しなさい。戻りたくてリフォームするのだから、そういうものを国で救済してやって初めてスムーズに町民が戻れるような状況ができるのかなと思いますので、法律の壁なんて言われたって我々理解できません、町で法律つくっているのではないのですから。国でしょう、だから。その辺もぜひ、方法はあると思います。環境省ができなかったら復興庁の予算でやってくれるとか、ぜひその辺も町のほうとしても強く要請してください。要望しておきます。よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、以上をもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件2、除染及び家屋解体事業についてを終わります。

ここで説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 3時45分)

再 開 (午後 3時49分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

それでは、付議事件3、準備宿泊についてに入りますが、説明の前に後藤副本部長よりご挨拶をいただきまして、そのほか簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

それとあわせて、発言する際にお名前を名乗っていただきたいのです。

それでは、後藤副本部長。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） 皆さん、こんにちは。先日末の議会全員協議会に引き続きまして、準備宿泊の実施について議論の場を設定いただきまして、まことにありがとうございます。

前回の7月22日の場におきましては、53世帯109名の方がご登録いただいているという夏の特例宿泊に引き続きまして、本年8月21日から来年の年明け以降避難指示の解除まで、準備宿泊の実施についてご提案をさせていただくところであります。その後、7月29日の行政区長会、7月31日及び8月6日、7日の町政懇談会におきまして、住民の皆様方のご意見を伺ったところでございます。頂戴した意見とその対応につきましては、追って内閣府の松井のほうから説明させていただきますが、町民の皆様方からは準備宿泊の開始について反対の意見は特段なく、早く始めてほしいという意見も幾つかあったというふうに考えております。国としましては、従来の提案どおり8月21日から準備宿泊について開始したいと考えているところであります。議会の皆様方からのご意見を頂戴した上で判断したいと考えてございます。本日はよろしくお願ひいたします。

自己紹介ですが、私は今ありましたように、副本部長の後藤でございます。引き続きまして、松井のほうから順次自己紹介させます。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） 内閣府の松井と申します。きょうはよろしくお願ひいたします。

○原子力災害現地対策本部住民支援班長（白井基晴君） 原子力災害現地対策本部の白井と申します。よろしくお願ひいたします。

○復興庁原子力災害復興班参事官（中嶋 護君） 復興庁本庁の中嶋と申します。よろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） 環境省中川でございます。よろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） 環境省須田です。よろしくお願ひします。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官補佐（阪本裕子君） 内閣府阪本です。よろしくお願ひいたします。

○資源エネルギー庁廃炉・汚染水対策担当室現地事務所参事官（木野正登君） 資源エネルギー庁の汚水対策を担当しています木野と申します。よろしくお願ひします。

○復興庁原子力災害復興班参事官補佐（吉田麻須弥君） 復興庁の吉田と申します。よろしくお願ひ

いたします。

○原子力災害現地対策本部住民支援班員（小澤良太君） 原子力現地対策本部の小澤でございます。よろしくお願いします。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 環境省中川です。よろしくお願ひいたします。

○福島県避難地域復興課総括主幹兼副課長（野本雅彦君） 福島県避難地域復興課の野本と申します。よろしくお願ひいたします。

○資源エネルギー庁原子力損害対応室長補佐（沼館 健君） 資源エネルギー庁原子力損害対応室、沼館と申します。よろしくお願ひいたします。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム主査（工藤崇裕君） 内閣府の工藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） それでは、早速ですけれども、お手元の資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

お手元の資料、富岡町準備宿泊の開始についてという資料でございます。1ページおめくりいただきまして、右下に数字の2と書いてあるページでございます。準備宿泊につきましては、7月22日の全協にて特例宿泊に続いて8月21日から来年の年明け以降の避難指示解除までということでご提案をさせていただいたところであります。その後、行政区長会、それから6回にわたる町政懇談会において住民の皆様のご意見をお伺いしたところであります。そのご意見と現在の対応状況を口述させていただきますけれども、国としてはこれまでのご意見を踏まえると、提案どおりに準備宿泊を8月21日から開始させていただければということで本日ご説明を申し上げたいというふうに思っております。また、避難指示解除の時期につきましては、来年年明けまでに明示できるよう、引き続き環境整備に向けた取り組みを進めていくということでございます。

3ページ以降に、これまで前回の全員協議会の後に行行政区長会あるいは町政懇談会を経て、いただいたご意見、それからその対応状況につきまして、主に特に7月下旬から変化のあったところを中心にポイントを絞ってご説明をさせていただきたいと思います。まず、準備宿泊そのものに関してのご意見ということで、町政懇の中でのご意見としては3つほどございまして、まず早く帰りたいと言っている声を聞いてほしい。早急に準備宿泊を開始してほしい。あるいは、毎月1回自宅に帰って家の掃除をしているが、準備宿泊の開始というのを聞いてうれしいといったご意見。またあるいは、その課題を発掘するというのはいいけれども、それは実際に国の職員が泊まって実体験して課題を把握すればいいではないかというようなご意見をいただきました。それ以外に、準備宿泊そのもの以外に対するご意見といたしましては、やはり買い物のご意見いただきました。こちらについては、22日にも

ご説明しておりますけれども、イトーヨーカドーによる生鮮品を含んだ移動店舗の開始、こちらを準備宿泊の開始に合わせて始めるということで、今もうほぼほぼ調整を終えているところでございます。また、一時宿泊施設、こちらについてもご意見をいただきました。これは、右下の黄色の字ですけれども、国としてもこれらについては支援する準備を進めております。これは、町と事業者の間で具体的な内容、時期調整をしているというふうに伺っております。

それから、4ページおめくりいただきまして、診療所の関係、医療の関係でございます。こちら前回ご説明申し上げたところから、その後の発表として県が主体となって双葉郡内に24時間対応の救急医療が可能な施設、こちらを設置予定という発表がなされております。それから、警察、消防、こちらも前回の全協でも議員からもご指摘いただきました。早速その後、国から消防、それから警察についてもそれぞれ要請を行っているところでございます。警察署につきましては、今も修繕を進めており、県警内部においてもこれ再開について今検討中ということですけれども、改めまして国からも要請をしている状況でございます。また、住民からのご意見として、災害公営住宅の単身世帯向けの用意といったご意見もございました。こちらについては、先ほど冒頭町のほうからご説明あったかと思いますけれども、単身世帯向けの集合住宅も含めて29年5月から12月前倒しで整備予定でございます。それから、郵便の集配業務、こちらについても準備宿泊の開始に合わせて直ちに町内での集配を再開できるよう、今まさにこの最終調整をしているところでございます。新聞、こちらセブンイレブンで購入いただける状況ですが、こちら事業者様のご理解をいただく必要ございますので、購入できる場所をふやすべくどういうことができるのか今相談をしているところでございます。

それから、交通の関係、5ページでございますけれども、前回ご説明申し上げたところからデマンドタクシーのところ、国としても予算を使って支援することができるよう今準備を進めております。また、その下でございますけれども、除染の関係でもご意見をいただきました。こちらについては、先ほど環境省からご説明を申し上げているかと思いますが、フォローアップ除染全体の2割、9月までに7割という状況。それから、その下の山林やため池の除染ということで、これは里山再生モデル事業といったものを町と国、県で今調整をしております。

また、6ページでございますけれども、前回のご指摘もいただきましたこの真ん中の自宅の修繕、さらに出てくるごみの処分の関係、こちらについては産廃協会の仲介、こちらをお願いしております、マッチング支援を実施しているところでございます。それから、その下の放射線の関係の相談体制ということで、こちらについては町と、それから具体的に大学と今連携をして体制を整備しているという状況でございます。

それから、7ページ、町民からのご意見としては、水の安全性あるいは健康管理、それから1Fの安全性といったことにおいてもご指摘をいただきました。そちらについては、右側で対応状況を回答させていただきますが、説明のほうはちょっと時間の関係もあり、省略させていただきます。

また、8ページ、こちらでも町民の方からは若者が戻って働くような環境が必要であるとか、こ

れ前回の全協のご意見いただきましたが、ちゃんと解除に際しては協議するのかといったご意見。それから、解除されても高速道路とか仮設住宅といったその支援を継続してほしい。あるいは、その官民合同チーム、それが移住先での支援が薄いのではないか。あるいは、その官民合同チームというのは、一時的な組織ではなくてちゃんと持続するようにしてほしいといったご意見をいただいております。それについて、国のはうでもしっかりと検討あるいは対応させていただいているという状況でございます。

また、最後のページ、9ページでございますけれども、こちらに先週8月3日から5日にかけて夏の特例宿泊、こちらをされている10世帯の方に国の職員戸別訪問させていただきました。この中でのご意見紹介させていただきますと、準備宿泊の開始に期待していると。続けて宿泊したいといったご意見。あるいは、しばらく解除までは行ったり来たりの生活をしながら町内の生活になれないと思っている。あるいは、自宅の半分を改築しているので、残り半分を解体して建て直したいと。準備宿泊が実現すれば取り壊しのためにも滞在できるので、よいと思う。それから、4つ目ですけれども、特例宿泊の機会を利用して自宅を修繕している。続けて準備宿泊ができるのであればありがたい。それから、下から2番目ですけれども、特例宿泊の前から月の半分程度は町内に通っていた。準備宿泊ができるようになると、気分的にも違ってくる。避難先から往復の手間も減るので、助かる。一番最後ですけれども、準備宿泊は大賛成、仮設での生活はストレスがたまると、そういうご意見を頂戴しておりましたので、こちらでもあわせて紹介をさせていただければと思います。

私からの説明以上でございます。どうもありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。

1点、準備宿泊ということでいろいろと問題点また洗い出したりとか、解除に向けていろいろ準備をする期間ということで、余り短くする必要もないかなというふうには思うのですが、先ほど除染のいわゆる報告がありましたが、フォローアップ除染、今のところ23%。その中で、9月末までも70%程度の完了ということであります。このあたりの数字が上がってこないうちに焦って準備宿泊、長い期間いることになると思いますので、被曝量もちょっと考慮していかなければいけないというふうに思うのですが、このあたりを勘案してもう少しフォローアップ除染の状況であるとか、そういったところを見据えながら準備宿泊をスタートすればいいのかなというふうに思うのですが、そのあたりのお考えいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） ご指摘ありがとうございます。

フォローアップ除染の状況については、ご説明のあったとおりかと思いますけれども、私どもとしてはまず宅地除染の面的除染は一巡をしておりまして、さらに局所的な部分を今順次潰しているとい

うところでありますので、準備宿泊ができる状況には8月下旬の時点であるのではないかなどというふうには思っておりますけれども、他方でそういったお考えというのも一つのお考えだと思いますので、そういったことも今いただいたご意見を踏まえてまた考えてまいりたいというふうに思っています。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） やはり70%が本当にいいのかどうかというのは別問題でありますので、時期的にいつごろというのは、まだなかなか決められない部分あるかと思います。その中で、例えば特例宿泊をされた方とか、準備宿泊したいというような方のお宅、その辺の周辺を先行して除染をして下げるだけ下げられるようなことをする考えがあるのかどうかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） 浩みません、環境省の須田ですけれども、特例宿泊、準備宿泊を希望されている方の対応が先にできないかということにつきましては、そういったご希望があれば柔軟に対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。

そのあたりもきちんと詰めて、今8月21日からというとちょっと期間が少ないのであるかななどというふうに思うので、そのあたりをちょっと詰めていただいて、できるだけ除染を先行していただけてできるだけ線量下げると。そういった中で、多少なり安心していただけて、その準備宿泊に入っていただいたほうがちょっと我々も安心な部分あるのですが、そのあたり対応できるのかどうかを含め、また帰還も決定ではないのかもしれません、そのあたりどういうふうにお考えか最後にお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） どうもありがとうございます。

まさにやはり戻られる方の安心の確保というのは、これは非常に大事だと思っていまして、これに向けていろんな放射線の相談体制とかも国としてはもちろん用意はさせていただいておりますし、それから当然除染の進捗というのも極めて重要な取り組みだと思いますので、実際戻られる希望の方、実際に特例宿泊も始まっています、実際に泊まられている方もおられると思いますし、そういった方の方が一そういうところの除染がまだということがあれば、フォローアップ除染等は周辺で気になるということがあれば、今環境省が申し上げたような柔軟な対応といったことも進めてまいりながらこのまた開始時期については、そういったものを進捗も踏まえてちょっとまた検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） この準備宿泊の開始についてという文書を見て、ちょっと前段で7月22日の全協ありましたよね。私そのときは意見言わなかったのですが、その前段として松井さんが筆頭で我

々と意見交換したということで、そのときにしっかりと言わせてもらったという考え方で、私はそのときは一切意見述べなかつたのです。きょうになって見ると、意見を述べなかつたことがマイナスになっているのかなと思うのです。意見交換のときには、私はしっかりと言わせてもらったつもりなのです、まだ時期的に早いのではないかと。それは、フォローアップ除染もまだまならぬような状態で、町民を長期にわたつて泊まらせるのは問題だと。また、準備宿泊となれば、何のための宿泊だ。まさにリフォームしたり、いろんな状況の来年の4月1日を視野に入れてその準備をするための宿泊だよという理解しています。そういう意味でいうと、まだまだ私は早いのかなと。

また、先ほども出ましたが、リフォームの受け入れ先も、組合が県の協会がしっかりと受けとめてやりますよなんて言つていても、なかなかまならぬような状態だと。私からも提案させてもらったけれども、その受け入れ先をリストで出してくださいと言つても、リストではなかなか出せないような状況だと。それは、やっぱり世間に知られたくないという考え方が多いのかなと思うのです。だから、そういう中でまだまだ前に進まないのに、国のほうだけ帰町宣言に向けた絵図を段階的に進むだけであれば私は問題なのかなと思っております。

それで、環境省さんとも復興庁さんの方も、全て松井さんの方もフォローアップ除染が現段階で2割だと。9月には70%を達成する、こういう準備宿泊する国にとっていい条件だけを持ってきて意見交換して情報として持つて、こういう文面に載せているのです。その辺が何とも私は理解できないのです。

あと一番最後に、この特例宿泊している人の意見を聴取したということで、特例宿泊している人々は、どっちかといったら帰りたい人です。こういうものだけを持ってきてやつてはいるということは私は理解できないのです。それで、環境省さんの方も含むのですが、私は町民は0.1でも幾らでも被曝してほしくないという思いから言わせてもらえば、まだまだ準備宿泊はすべきではないと。本当にリフォームをしたいとか帰りたいという人がいるとすれば、それは別に特例宿泊でも同じく泊まれるのですから。ただ、特例宿泊と準備宿泊という意味は、大きく私は違うと思うのです。その辺は原子力災害対策本部の方ではさっぱり理解してくれていないというのが私の考え方ですが、その辺はどうお考えですか。

○議長（塚野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） どうもありがとうございます。

私どもとして、何か都合のいいところだけをご指摘についてお答えしているというつもりはございませんで、町政懇でいただいたご意見、多岐にわたりますけれども、ポイントを絞つて今回整理をさせていただいたというところでございます。

また、実際に特例宿泊をされたという方にご意見を伺うと、結局こういうことにはなるのだということだとは思いますけれども、そうではない、実際に避難をされている方とか、そういった方のご意見も、やや一方的だというご指摘については、我々としてもなかなか丁寧にその辺が広く住民の方の

声を拾ってまいりたいなというふうには思ってまいります。

それから、線量との関係というのは、これは住民のご不安のやっぱり一番だと思いますので、こういったことがしっかりと確保できるように、あるいは除染でありますとか、あるいはいろんなその情報の提供の仕組みとか、専門家による相談体制とか、そういうものはしっかりと我々としても準備宿泊の開始までにつくってまいりたいと思いますし、それからフォローアップ除染の進捗がまだ2割という点について、それとその準備宿泊の開始時期というのは、私どもとしては今この時点でも8月21日でできるとは思っておりますけれども、やはりなお住民の方のご不安を考えて、そこは慎重であるべきではないかというご指摘についてはご意見として承って、今後の開始時期についてまた判断をさせていただきたいなというふうには思っております。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 答弁ありがとうございます。

準備宿泊については、環境省さんのはうがフォローアップ除染が9月には70%完了するよということを言っていますので、多少おくなればその結果を見て準備宿泊に入るということも私は可能なのかなと思うのです。わざわざ急いで8月21日から続けてやる必要はないのではないかと。ただ、今帰っている人とかリフォームしている人のことを考えれば、続けて行ければいいなという計らいもあるのかなと思います。それだったら特例宿泊を延ばせばいい話であって、特例宿泊と準備宿泊の意味は全然違ってくるのです。それを私が心配しているのです。

それで、急いでフォローアップ除染ができるだけ早く70%、80%にしろということを言うと、先ほど環境省さんのはうにも質問したのですが、やっぱりけつをたたかれるとどうしても雑になってしまいます。その辺、私は一番心配しているところであって、別に準備宿泊なんかしなくとも、やる気になれば幾らでもできるのですから、その準備宿泊できるような受け皿をきちんと早くつくってください。準備宿泊になったからといって、町民が喜んで茶わん洗ったり、鍋洗ったりに行く、帰るわけではないのですから。大半の目的は、やっぱりリフォームしようとしている人はリフォームの準備業者さんと打ち合わせしたり、見積もりとったり、どういうふうに直すか検討したり、そういう部分が主ですので、そういうリフォーム材も協会がどったらこったらなんて言わないで、ここに持ってきて置いていってくれと、そのくらい何でできないのですかということを言っているのです。それ国の法律の壁、法律の壁。

先ほども、きのう電話あったケース私言ったのですが、リフォームして戻ろうとしている人が何でリフォームに関しては廃棄物自分でお金出さなくてはならないのですか、処理費を。半壊以上の人たちが解体申し込みば、解体費用は全額国が持つてやってくれる。法律の壁あるのでしょうかけれども、そういうのをスムーズにできるようにしてやって、初めて私は準備宿泊なりなんなりに入り込めるのかなと思います。そういうことはどうお考えですか。

○議長（塚野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） ありがとうございます。

フォローアップ除染については、期限ありきで急ぐことによって、まずその質が落ちるということはあってはならないことだと思いますので、そこは我々も環境省さんと一緒にになって、その量だけでなく質の部分の担保というのもしっかり見ていきたいなというふうに思っております。

それから、リフォームについては、前回もまさに終わった後ご指摘をいただきてそのリストというような話も貴重なご提案をいただいたと思っております。これについて、ちょっと前半部分で説明があったのかわかりませんけれども、これは今環境省とも相談をさせていただいて、どういうことができるのかということは、きょうこの場でそのリストそのものをお示しできないということ、ちょっと間に合わなくて申しわけないのですけれども、せっかくご提案をいただいたところについてのどういう対応ができるのかというのは、ちょっと引き続き検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（塙野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） よろしくお願ひいたします。

あと、私言っているのは、そのいい部分だけ取ってきているのです。今あなたたちがわからないのだかどうだか。わかっていても、こういう場で言わないのだかどうだかわからないですけれども、今9月に70%上げるためにゼネコンさんはどういう号令かかって、どういう下に号令かけているかわからないですか。お盆休みも返上してやりくりの話なのです。そういう号令かかってきているのです。だから、そういうことあっては、フォローアップ除染が粗末になってしまうでしょうということなのです。だから、急ぐ必要はないということなのです、私言いたいのは、そういうことが現実になっているのですから。ゼネコンさんは大半10日で終わって、21が日曜ですか、21まで休みという案が大半でしたが、今かなり厳しい場所では盆の3日くらいしか休まないでやるような話、やらせるような話も出てきています。現実はそうなのです。だから、幾ら立派な答弁してもらっても、立派な答弁すればするほど現実と違ってきてしまうのです。それを私は心配しているのです。何のために除染やるのですか、フォローアップ除染やるのですかというと線量を下げるためですから、やっぱり下げるためにはじっくり構えてもらわないと。下がれば、別に特例宿泊あしたからやったっていいのだし、あさって解除したって別に問題ないのですから、だから特例宿泊やる考えより、解除する考えより、セシウムをちょっとでも取り除く考えに専念してください。私はそういうことを望みたいです。どうでしょう。

○議長（塙野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） ありがとうございます。

まさにお盆を返上してこれやっていただいているゼネコンの方には、本当に頭が下がる思いであります。我々としても、急いでいるということだけで、何か期限ありきで物事を進めているつもりはないのですけれども、他方でやはりふるさとに戻りたいというふうにお考えになられている町民の方が

おられるのも事実でありまして、あの町政懇談会の中でもそういう女性の方が1名、2名ほどおられて、実際にご意見をおっしゃられておりました。我々としては、そういう方のご意見も尊重して、そういう方が早く帰還できるように環境整備をしっかりやるということが我々の責務だというには思っておりますので、期限ありきで中身がおろそかになるということはあってはならないと思いますけれども、国の責務としてこういった避難を強制しているような異常事態がなるべく早くもとに戻れるようにしていかなければならぬというのは、我々の課された責任だと思っていますので、その点については期限ありきというわけではございませんが、やはり急ぐ必要がある中で除染もしっかり加速をしているという状況にあることは申し上げておきたいなというふうに思っております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 2ページの一番下の来年年明けまでに避難指示解除時期を明示できるようにしたいというふうな文言が入っています。この前の私の質問で、国は国単独ではやらないと。町の同意を得てというような話がありました。結局来年の年明けまでにそういうものを出すということであれば、年明けまでにはやはり町当局とか議会とか町民に対して、避難指示解除に関する説明とかそういうのをみっちり細かくやってくれるであろうということをまず1点教えてください。

あと2点目は、きょうちょっと県が来ているので、この4ページの中に県が主体となって双葉郡内に24時間体制の医療可能な施設を設置予定というふうな文面があるのですけれども、どれだけの人が戻るかを見てから病院の大きさを決めるのですか。それとも、もう大体双葉郡のこの辺にこのぐらいの規模のものを予定しているということが今現在わかっているのですか、その辺を教えてください。

あと、3点目なのですけれども、以前松井さんのほうに特例宿泊のときにやはりこの準備宿泊、特例宿泊を希望される方は高齢者が多いので、ぐあいが悪くなったとか、あとは不審者が表をうろうろしてちょっと安全が脅かされるとか、そういう場合に双方向のタブレット、ホットラインのようなものを24時間体制で例えば警察の当直のほうに誰かが通報すれば、ああ、どこどこの誰々さんだ。番号言ってくださいとかということになれば、どうしましたかというような、そういうのも検討したらどうですかという案をご提示したのですが、持ち帰って検討しますということだったのだけれども、今の説明ではそういう安全に対するもの、やはりぐあいが悪くなったらどういうふうにお年寄りを助けてあげるかという、翌日になつたら亡くなっていたではこれ大変なことだから、そういうふうなこと松井さん、内閣府としては何か考えますか、この3点を教えてください。

○議長（塚野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） 1点目の解除に関する手続でございますけれども、避難指示の解除に際しては国、市町村、それから住民との十分な協議というのが要件にございますので、そのしかるべきタイミングで解除の時期をお示しさせていただければ、その際には議会の皆様あるいは住民の皆様にも協議をさせていただくという形には当然なろうかというふ

うに思っております。

それから、3点目の防犯の関係ですけれども、前回確かにそういったご意見をいただきしておりますて、ほかの町でもいろんな防犯ブザーとか、そういった取り組みをやった事例もございます。特例の時点では警察、消防による夜間も含めたパトロールとか、そういったものをきめ細かくやるということで今実施をさせていただいておりますので、今後そういったそのニーズがもし出してくれれば、そういったことも前例はあるので、国としてはやる余地があるということだけは申し上げておきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 野本さんでよろしいのですか。

○福島県避難地域復興課総括主幹兼副課長（野本雅彦君） 県の避難地域復興課の野本でございます。二次救急医療体制につきましてのご質問でございますが、これまで双葉郡等の避難地域の医療等提供体制検討会というものを県の保健福祉部が中心となりまして、関係機関に集まつていただきまして、検討を進めている状況でございます。その中で、24時間365日対応の救急科を双葉郡内に設けることについて議論を進めていますが、おただしの部分、どのような規模で、どういう形でという部分につきましては、いまだ決定してございませんので、ちょっとお答えできませんが、検討を進めている状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 松井さんのほうから解除の要件ということで、町当局、議会、住民説明会と、結局その年明けまでにというふうに文面入っているので、年明けまでにお示し、明示するということであれば、年明けまでにそういう会合を何回も持つのですかという質問なのです。結局その要件にあるということはもうわかりましたから、ぜひこのことは申し上げておきたいのだけれども、何回開催しましたではない。こういう意見が出て、それをちゃんとご説明してクリアしてください。とかくこういう案件は、いわきでやりました。郡山でやりました。その回数にこだわって、やったという既成事実だけで、やりましたではだめなのです。どういう意見が出て、それを反映させたかさせないか、そこが一番大事なところだから、そういうものを年明けまでに明示するまでに何回もやりますという、やるかやらないか、その辺を教えてください。

あと、防犯ブザーのようなもの、双方向の安全確認のようなものは、ニーズがあればという今松井さんの答えなのですけれども、8月21からあれなのでしょう。準備宿泊をお願いしたいという今説明なのでしょう。ということは、今8月のもう10日ですか。ニーズがあればではなくて、数なんかそんなにないでしよう。1,000件も2,000件もあるわけではないのだから、帰りたくて、帰りたくてしようがないお年寄りの方が何十人とか百人とか200人単位の話でしょう。ニーズを待っていないで、安全対策のためにこうりますよと何で言えないのですか。ニーズなんか言っていないで、そんなに金額行くものではないと思うので、ぐあい悪かったらブザー押せばどうしましたかというようなものをなぜつけられないのですか。

3点目、検討チームを設置していると。まだ決定していないということなのですが、二次医療の体制なのですけれども、もう特例宿泊、準備宿泊がそこまで来ているのです。それと、1年足らずの間に避難指示解除を予定しているのです。決定していないと言うけれども、決定してその病院が立ち上がるまで何年かかるのですか。3ヶ月や半年ででき上がるるものでないでしょう。少し遅くないですか。本気で双葉郡のことを考えているかどうかということがちょっと疑問があるので、もう少しスピードアップできないかどうか、その辺もちゃんとときっちり答えてください。

○議長（塙野芳美君）　松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　年明けまでに例えば何回なのかとか、その回数とか、具体的にはまさにこれから議論だと思いますので、今この時点でいつごろこういうことやりますとは申し上げられませんけれども、まず課題に対して一つ一つ解決しないと、別に回数重ねることに意味ないというのは、おっしゃるとおりだと思いますので、我々としてもきょうまさにお示しした資料も町政懇談会でいただいたご指摘とそれに対する回答ということで整理をさせていただいておりますし、その辺はおろそかにせず対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、ブザーについては防犯、それから安心、安全の体制というのは、いろんなやり方があるのだと思いますけれども、まさに今警察、消防あるいは民間の方のパトロール等でそういった部分やっていただいている部分でありますけれども、ブザーも含めてどういった形でさらに強化できるのかというところは、ちょっと我々としてもまた検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（塙野芳美君）　野本さん。

○福島県避難地域復興課総括主幹兼副課長（野本雅彦君）　県の避難地域復興課、野本でございます。議員からおただしの件、時期的なものを考えれば早急に急がなければならぬと考えております。まず、言いわけになってしまいますが、双葉のリカーレ、あとは消防署の救急医療ドクター等の配置等進めてまいりっております。その中で、できるだけ早期に二次医療体制の構築に向けて進めるように関係部局、福祉部のほうになりますが、そのように申しつけていきたいと思います。

○議長（塙野芳美君）　7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君）　このように文章で来年年明けまでにというふうに入れてしまうと、年明けまでに例えば線量が環境省が今いますけれども、除染で居住制限とか解除準備区域とか、そういったところの除染終わったから、低減されたからということを線量だけで見るのではなくて、避難指示の解除というのは雇用もあるし、その今言った医療体制もあるし、いろんなものが整って初めて避難指示解除なのです。その二次医療もまだはっきり検討中だという段階で、病院もまだまだできない段階で来年年明けまでにというのは、ちょっと文章化するのはまだまだ早いのではないかと私は思いますので、そのところをもう一度返事ください。

あと、確かに警察の巡回もありますけれども、これはぜひその安全確認ブザーのようなもの、ぐあい悪いとか不審者がいるとか、そういうものを24時間体制で警察の当直のほうに連絡できるような

ものを必ずぜひ設置してください。

あと、県のほうなのですけれども、計画があって設置が始まても、簡単に建物を建てられるわけではないので、それまでの間はドクターヘリとか消防署とか、やはりその重病とか重症患者とか、そういった方は福島なりいわきなりもう早急に運べるような体制を整えながら、最終的には双葉郡内で処置できると、そういうことを急いでほしい、そのことを県のほうにはお願いしますから。内閣府はちゃんと答えてください。

○議長（塙野芳美君）　松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　この文章につきましては、解除時期を明示できるよう引き続き環境整備に向けた取り組みを進めるということでありますので、一つの国の目標として年明けまでにそういう解除時期が出せるような環境整備をしっかりやるということでありますので、一方的にもうその辺の環境も無視して何か解除時期をいきなり年明けまでに出しますと言っているつもりはないということをちょっと申し添えさせていただきたいと思います。

防犯ブザーについては、これも国のお金でそういう支援をする余地はありますし、これ南相馬とか楢葉とかでも実際やった例はございますので、具体的には申しわけないですけれども、町と相談させていただいて、どういうのができるのかということをちょっと相談させていただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君）　野本さん。

○福島県避難地域復興課総括主幹兼副課長（野本雅彦君）　議員から要望ということでお伝えいただいたのですが、済みません、私のほうの説明の中で今議員からおっしゃったようなことは、当然と言ったら変ですが、やっております。その辺の説明がなかつたこと、大変申しわけございません。県としても進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君）　そのほかございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君）　ちょっと今ここに書いてあることではないですが、前回私帰還困難区域で、特例宿泊のときにはご遠慮くださいということで言われたのですが、当然準備宿泊になれば帰るための準備ということで、私も別に自宅に帰らなくても何らかの形で制約なく泊まっていけるというような状態になっていくというふうに考えてよろしいのですよね。

○議長（塙野芳美君）　松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　今回準備宿泊の対象になっておりますのは、居住制限区域と避難指示解除準備区域でございますので、まことに申しわけございませんが、帰還困難区域については、まだ……

〔「人」と言う人あり〕

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　帰還困難区域の方がこの居住制限区域、避難指示解除準備区域のエリアに泊まるということは可能でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 泊まるのがいいということは、では当然私は自宅には帰れないので、例えばアパートとか、そういうところに泊まるという、アパートを借りて泊まってもいいという形になると いうふうに考えていいということだと思いますので、お願ひします。

それから、先ほど際のところのお掃除とか何かのときに、環境省のほうで内閣府と調整をして片づけとかをするときに自由に出入りできるようになると、調整していますというふうに言われたのですが、当然帰還困難区域の人も際のところはそういう片づけとかとかしていかなければならなくなりますので、やはり泊まりたいというようなことが同じような条件が起きてくるのですけれども、それも含めてなのですけれども、そのアパートとかそういうホテルとか、どこにでも自由にということではないですけれども、町に登録をして泊まることが可能なのかということと、その際の自由に入れると いったところ、どういうことなのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） 帰還困難区域の方でも普通にアパートを賃貸契約を結んでいただいて、いわゆる居住制限区域、避難指示解除準備区域のところに泊まるということは、これは確認した上で可能でございますので、申し上げたいと思います。

それから、際の部分でございますが、こちら区域としては恐らく帰還困難区域の中のお話だというふうに理解をしておりますが、こちらについては、申しわけございませんけれども、引き続き帰還困難区域であることには変りませんので、立ち入りに際しては一時立ち入りの既存のルールにのっとってやっていただく必要があるというふうに理解をしております。

○議長（塚野芳美君） 環境省さんがいるからですけれども、先ほど環境省さんのほうでは、50メートルの際の話、その部分のところはですから、入らなければ片づけなり、自分の大事なものを片づけるとか、その準備ができないから、除染はともかく解体のゴーサインも出せないと。だから、その部分は考えるということだったのですけれども、松井さんの話と違うのですが、その辺ちょっと統一していただけませんか。

中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） 環境省、中川でございまして、先ほど私が申し上げましたのは、自由にということではなく、申請の手続ですかを効率的に環境省がまとめてですとか、そういうことを行いまして、円滑に支障ないように入れるようにしていきたいということでございます。

○議長（塚野芳美君） 松井さん、今までよろしいのですね。ですから、松井さんは今のルールで、中川さんはその手続さえすればと。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） 濟みません、前後のやりとりをちょっと把握しておりませんで失礼いたしました。

帰還困難区域であることには変わりませんが、ちょっとその立ち入りのルールのところの運用を今申し上げたような、できるだけ効率に皆さん方が立ち入りしやすくするように、運用をちょっと工夫するということはやる余地がございますので、こちら環境省と相談をしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○6番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

2番、高野匠美君、どうぞ。

○2番（高野匠美君） ちょっと一番この場で申しわけないですけれども、後藤さんが最初に挨拶の中でおっしゃいましたが、町民懇談会のとき反対意見がなかったと。いっぱいありましたよね。そういうことを結構いわきと郡山では、郡山では結構いろんな意見があったはずです。それで、この準備宿泊についてのこういうのを見せていただくと、前と大した本当に変わらないのです。それで、一番は町民はやっぱり線量だったのです、あのとき言っていたの。改めてもう一度聞くのですけれども、居住制限、宿泊できるところの線量の一番高いところというのは幾らあるというのは教えていただけないですか。先ほど環境省の方は、それは地域とか何かは言わないとおっしゃいましたけれども、そこまで把握して宿泊準備をすることぐらいやらなければいけないと思うのですけれども。

あと、もう一点なのですけれども、もしその準備宿泊しているところにいて、周りがまだ除染もしていない。フォローアップ最中。一度やって、2カ月後上がっているからまたそこをやる。そういうそばで泊まっている町民の思いを考えると、まだまだ早いのではないかなど私は思うのですけれども、その辺はどう思っているのだと聞きたいです。

あと、もう一点なのですけれども、私平等に意見を聞いてほしかったです。待つだけではなく、その内閣府の人たちもちゃんと若い人たちのところ、でなかつたら若い人に1人でも2人でも自分のほうから意見を聞いてほしかった部分があるのですけれども、この資料を見ると若い人たちが本当に思っているこれからのこと、お子さんを抱えている人たちの意見というのは余り見えてこないのですけれども、今後そういうのはどうするつもりなのかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 後藤さん。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） まず、反対がなかったというのは、全体について言えばさまざまな意見があったのは十分承知しております。いろいろ特に前列のほうにたくさんの方々といふて、いろんな意見があったのは事実であります。先ほどちょっと私が申し上げたのは、言葉足らずだったかもしれません、準備宿泊そのものについて反対、やるなというような言い方をされた方はいなかつたという趣旨でございます。ですから、ただ準備宿泊に入る前も、これはいつも私が申し上げていると思うのですが、解除とか準備宿泊の議論というのは常にやはり除染始まり、最後や

やっぱり除染に終わるのかなというのがいろんな町で議論してきた私の素直な実感でありまして、結局除染の話がある程度落ちつかないと、ある意味線量の話と言いかえてもいいのかもしれませんけれども、やはりその最後何となく話が落ちていかないのかなと思っております。だから、そういう意味では引き続きそういう話はしっかりとやりたいと思います。

それから、数値の話でありますけれども、個別のお宅には皆さんもそうだと思いますけれども、環境省のほうから結果報告書というものが行っていて、おうちの中でどこが高いのかというのは多分把握されていると思います。これ自身も、いろんなまちで議論してきた過程でいうと、環境省が除染がある程度進んでからまとめてぱっと出すから、要は除染をやったタイミングともらうタイミングが半年ぐらいずれるということが往々にしてあって、一体やって終わったのか終わっていないのかわからぬというふうな話とか、それから何か急に紙だけ来ていつの間にか終了したと言われたという話なんかもあったので、それはちゃんとその辺はやっぱりそういうバッジ数ではなくて、随時、随時報告出すなりなんなりして、各家庭に数値を教えていくようにするというように変えてくれというようなお願いもしてございます。そういう意味では、数値自身はあれなのですが、もしされで泊まりたいけれども、高いのだという話があれば、これは逆にもう個別にお話をいただいて潰していくしかないと思っていて、先ほどどなたでしたっけ、たしか安藤さんからだと思いますけれども、要はちゃんと住民の意見聞くのかというようなお話だと思いますけれども、そこはそういう意味では実際準備宿泊始まれば、我々もまた戸別訪問をやりながら聞いていくこともありますし、あとそれからその泊まらない人の声も聞かなければいけないのではないかというようなお話はおっしゃるとおりなので、これは実は仮設をいわゆる幾つか回っていくという作業もやります。これも、ほぼ同じタイミングで仮設回りもしていろんな意見を聞きたいと思っています。それで、その中で仮設も実は高齢者が多いから、若い人の声聞けないのではないかというお話もあれば、具体的に言っていただければ我々のほうで訪問しますから、また声かけいただければというふうに思います。そんな感じか。

あと、大体そんな感じで、しっかりとそこは声は聞いてやっていきたいと思いますので、そこはこういう声を拾ったほうがいい、ああいう声を拾ったほうがいいという話は、言っていただければ対応させていきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） 今のお話ですと、線量というのは把握していないのですか。帰る基準になるというのは、宿泊するというのは、やっぱり数値というものをどうして資料にあらわして大ざっぱなパーセントばかりなのですけれども、個人的で申しわけないのですけれども、私最近解体したのですけれども、あのときの解体したときの数値が毎時1時間4.22となっておりました。私は、居住制限地域です。除染もしています。でも、そういうところが何ぼでもあると思うのです。それを何で私たちが一々お知らせするのですか。何で寄り添って、もうちょっと細かくやろうとしないのでしょうか。その大ざっぱな考えが私はどうも納得しないし、準備宿泊に対して反対がなかった。反対ではなくて、

意見交換してあれだけ意見があつて、線量のことを皆さん言つたり、お水のことを言つたり、そういうことに回答に関しては何とも、内閣府の方は町任せの部分も多かったと私は懇談会を何度も行って感じましたけれども、そういうところをきちんともう一回見直していただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　どうもありがとうございます。

まず、線量については、個々人のお宅には環境省から報告書を送付させていただいておりますのでそこでポイント、ポイントでしっかり把握をしたデータで把握をしているということでございまして全体の傾向については、町政懇の資料の中にもこういうメッシュのような地図でお示しをさせていただいたというところでございます。

また、反対意見については、私どもが申し上げているのは、繰り返しですけれども、準備宿泊の開始そのものについて何か反対だと、そういった民主的なご意見がなかったということをちょっと申し上げさせていただいたということですが、この現状に対してのご指摘やご不安の声があったというのは、我々としても認識をしておりますし、それについての対応というのもきょう我々なりにちょっと整理をさせていただいたということでございますので、決してそういったご意見を軽視をしているとか、無視をしているというわけではなくて、これは今後帰還に向けて国が引き続き取り組まなければならぬ課題であるということを認識をしている次第でございます。

○議長（塚野芳美君）　そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　なければ……

〔「議長、あと1点だけですから」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　さっき終わりませんでしたっけ。

〔「いや、ちょっと明確な答えなかったから。今まで言っていたこととちょっと違うから」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　では、端的にお願ひします。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君）　6番さんの質問に、困難区域の人たちは泊まれないものですから、表アパートとかそういうところに泊まつてもいいのですか。当然泊まつてもいいと思うのだけれども、前に言ったのは、準備宿泊のときには復興庁さんのほうとか内閣府が準備すると。宿泊施設を準備するという回答もらっていたと思うのですが、今現在そういう準備ができているのか。

また、準備宿泊に入ったときには、町内あたりにそういう場所を設ける準備しているのか、ちょっと6番さんに答えた答弁と違うと思うので。

○議長（塚野芳美君）　企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 町民の方が一時的に宿泊できる施設は用意されるのかというご質問だと思います。用意するような方向で今準備を進めているところでございますので、財源調整もほぼほぼ国、復興庁とできつつあります。あと現地に事業者の方々ともお話し、例えば寄宿舎管理組合の方々にご相談しながら、さまざまご用意をいただけるというようなことで用意を整えているといった状況です。これに係る予算については、9月補正予算に計上してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） ちょっとお待ちください。あえて県のほうで発言ございませんか。県としては、今までの議論に対して発言ございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） わかりました。

町長。

○町長（宮本皓一君） 私から今ほど皆さんからいただいたご意見等々踏まえまして、町の考えを述べたいと思います。

先月28日の行政区長会やその後の町政懇談会、そして6月から行ってまいりました住民座談会などのご意見を踏まえて、準備宿泊についての町の考え方をお話ししたいと思います。今ほど議員の皆様から大変さまざまご意見をいただきました。町としては、連続して長期の宿泊を望まれる方もおられますので、避難指示の解除に向けた課題のさらなる抽出も必要であることから、準備宿泊の実施については食料品などの移動販売開始や町営診療所の開設、小浜地区の上下水道の再開、郵便の集配、自宅に宿泊できない方の先ほどお話ししました宿泊施設の用意、これらの見通しというか、確かなものになる時期、また町民の墓参時期などを総合的に考慮しまして、秋のお彼岸ころから実施することが適當かなというふうに考えているものでございます。

ただ、これにつきましては、今後国と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 後藤さん。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） ただいま町長のほうから一つの考え方のご提案がありました。私どもとしては、もともと連続してというご提案をさせていただいているところでございますが、きょうの議会の先生方のご意見や今の町長のお考えなども踏まえて、それを重く受けとめまして、開始時期については速やかに考えて町と協議をしたいと思っております。

きょうもやはりその除染、フォローアップのチェックのところ、それから宿泊を希望している、もしくは現在している方の除染の状況などのチェックをすべきではないかというお話とか、それからやはり無用の被曝を避けるためにできるだけ低減をさせるということは必要ではないかというような話がございましたので、そういう意味ではそういうための準備の期間もある程度必要なのかなという思

いを考えつつ、町と協議してまいりたいというふうに考えております。きょうはありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 以上をもちまして、付議事件3、準備宿泊についてを終わります。

〔「議長、 どういう話だかちょっと1点、 1つだけ」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） そうしたならば、こういう話であればちょっと質問させてください。

5ページ、先ほどの。JRについて云々、対応状況、29年12月まで富岡駅、31年まで浪江駅、あと下で自宅に線量が高い箇所、除染をしっかりして線量を下げる云々と書かれているのですけれども、前にもちよこっとある職員の人には言ったのだけれども、高速道路の除草、除染、のり面の5センチないし10センチ、線量の高い低い、そこら辺はマイクロないしべクレルでやっているわけだし、ベクレルの場合は厚労省でちゃんという文句の数量があるし、あとはそれに伴って常磐線、よその箇所のことを言っても仕方ないから、私のところ今フォローアップやってもらっているのですが、塩ビの筒、機材の筒使って2.3マイクロあったところを0.15ないし0.2まで下がった。そして、器具を外したら一気に0.8、0.9まではね上がった、常磐線のバック背負って。それは、役場の担当課長もそのとき呼ばれたりし、環境省の県中・県南の職員も呼ばれたりし、これ大至急そういう前提で物事進めていくのならば、きっちりJR事も高速道路もそれまで間に合うようにして再度近隣の各地はかり直すようにしてください。私の自宅が敷地境界からJRまで垂直で8メートルぐらいしか離れていません。そこで、0.6から0.8一気にバック背負って上がりますので、そこに住めということですから、もとをきっちりJR事業を除染してもらわないと、私のところは筒を機材器具を使った0.15ないし0.2でおさまりますので。

それにあわせて、前のとき、前々回に環境省さんにお願いしてある居住制限と困難区域の夜の森の富岡町の位置づけで50メートル幅員で99町歩やるやつ、それを西から東のラインもやるようにお願いしているのですけれども、それも同じことですから、それをきっちりやって安全に線量を下げて、そしてそれから次のステップに入るようにしてください。それに対して、担当する人は誰か。

○議長（塚野芳美君） 中川さんですか、それともどなたがお答えですか。除染の話です、今の話は須田さん、はい、どうぞ。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） まず、JR常磐線の除染についてですけれども、常磐線については環境省と関係機関、JRも含めて連携して今除染を含めた復旧工事を行っています。工事を行う時期というのは、そのJRさんのほうの開通の予定時期に応じて設定していますが、宅地の隣接分については早期に終了するように関係機関で調整をしていきたいというふうに考えております。

それから、高速道路、常磐道ののり面については、除染作業既に除草と堆積物除去は実施しておりますが、近隣宅地がさらにその空間線量影響を受けているという場合には、さらにプラスで何かでき

るか。そののり面削るとなると、ちょっとまた道路管理者さんとかとも協議が必要になりますので、対策について検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、帰還困難側の際ということですけれども、前回申し上げましたとおり、夜の森の地区については町のほうからあそこ復興拠点として位置づけたいということで、それを受けまして環境省のほうで除染をするということになっておりますので、それ以外の帰還困難区域の除染については、夏の政府の方針が出てから改めてご相談ということにしたいと思いますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 高速道路の上本地区というところで、3万1,500ベクレルあった。ただ、これが乾燥したときに、飛散したときにどうなるか。

あと、そのJR事業も仮に来年4月に云々という予定で発しているのであれば、それまで帰そうとしている居住制限ないし準備区域の両岸は終わる予定なのですか。やる予定だというのはわかりましたから、終わるのですか、それまで。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） JRのその開通見通し、私たちが聞いているところでは、富岡駅までは29年内、富岡一浪江間は平成31年末までということで聞いております。ちょっと来年の春というタイミングとずれてくるところもございますので、そのところについては、宅地隣接部については除染の時期については調整してまいりたいというふうに思います。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○12番（高橋 実君） 来年4月に予定しているのであれば、それまで除染終わるのですかと。JR事業は、除草のほかに5センチないし10センチ全部を剥ぎ取るという決まりがあるのかちょっと明確には私もわからないのですが、開通が云々でない、解除時期。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） JRの敷地の除染については、富岡町内についてはJRさんがその復旧の工事とあわせてやるということになっておりまして、ですので、今ちょっと開通の見通しをお話ししたところです。

そこでJRさんの工程に合わせてしまうと、富岡駅までは29年、富岡一浪江間は31年度末ということですので、帰還というか、来年の春という時期とずれてくるところもございますので、そこについては調整をしてまいりたいということでございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 来年4月ないし準備宿泊で9月からやるにしても、例を言ったでしょう、私のところの。フォローアップでやって、器具を使って0.15ないし0.2で、外したら一気に0.82にJRの除草関係やっていないから、バック背負って0.8ないし1ないし上がってくるのだと。それをいつ

までやらせるように環境省ないし国ではJRのほうに指導してくれるのですかと聞いているのです。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課長（須田恵理子君） 済みません、これから調整を行いますので、ちょっと時期的にいつまでということには明確にお答えできませんけれども、解除の時期も見据えて調整をしてまいりたいというふうに思います。

〔「議長、最後に」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 3回でなかつたつけ。

〔「最後」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） そうしたら、町長、よくそういう高速道路沿線とかJR沿線、あとは居住制限、困難、もろもろ町内にはあるわけですから、そこら辺をよくきっちり確認して、それからテーブルに乗つかって問答するようにしてください。絶対これはネクスコ分だから、JR分だからということで逃げられないようにしてください。お願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） 発言します。

町長。

○町長（宮本皓一君） 今ご指摘の点については、町としても当然今回の準備宿泊にはそれが間に合うかどうかということは大変難しい話ではございますが、解除時期までにはそれらができるかどうかも検討しながらこれを進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 以上をもちまして、もう戻しません。付議事件3を終わります。

国及び県の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休議いたします。

休 議 (午後 5時01分)

再 開 (午後 5時05分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、その他に入ります。何かございますか。

町長。

○町長（宮本皓一君） その他の案件で、今回与党提言ということで加速化本部より帰還困難区域のあり方について意見を求めておりますので、ご案内を申し上げます。

既に皆さんご承知のように、新聞に報道がなされましたので、ご存じではあると思いますが、このほど与党東日本大震災復興加速化本部より帰還困難区域の復興に関する案が示され、関係市町村長への意見照会がありました。内容は、お手元の資料にあるとおりでございますが、復興拠点を設定し、可能なところから確実かつ段階的に復興を進めることとしてはどうかというものでございます。本日

は、この照会の回答に当たりまして、議員の皆様にも内容をごらんいただき、ご意見を賜りたく考えております。

今後議員の皆様から頂戴したご意見も踏まえ、県や関係市町村と連携も図りながら、今月17日までに本案に関する意見、要望を行ってまいります。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 中身は、では自分で読んで、それで質問するかということでおろしいですか。内容は、そのお手元に配られた取り扱いについての案、裏面ごらんになっていますよね。それについてご意見があれば。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） この案読ませてもらったのですが、帰還困難区域が復興拠点になるかどうか、まず根っこがそこから考えるべきだと思うのです。富岡町では、曲田地区を復興拠点ということで今整備していますけれども、アンケートなんかを今とっている最中ですけれども、やはり帰還困難区域の人がどれだけ戻ってきてにぎわいを戻してくれるのかどうか、そこが定かでないうちにもう復興拠点だという位置づけすることがどうなのかなと思うのです。整備はしました。人は戻ってきません。町は、復興拠点にしたかったけれども、全く閑散ですということでは計画倒れに終わってしまうので、その辺住民の方の要望が本当にそこを復興拠点として望んでいるかどうか、その辺の検討はもっと住民の人の意見を聞くべきではないかと、私はそう思います。

それと、直接この案とは今かけ離れますけれども、やはり富岡町の帰還困難区域とか居住制限とか、こういったところを整備して住民を戻そう、なりわいを戻そうというのは大変理解はできるのですけれども、一方で仕事がどうなってしまうのかなと。27年のときに1年プラス1年で2年分の営業損害をもらったのだけれども、だけれども、富岡町に戻らないと商売ができないというような今支援策なのですけれども、こういうものとリンクさせるというか、やはり帰還困難区域の人心配するなよと。商売も成り立つような案もちゃんと復興加速化のほうとお話ししているからなというようなものも、私はつけ加えるべきではないかなと思うのです。除染、除染、除染、帰す、帰す、帰すではなくて、やはり生活支援とも絡めるべきだと思うのですが、その辺はどのように考えているかお願いします。

○議長（塙野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これらについて、町として皆さんのご意見に今ここで答えて、それを国に反映させるというような話ではなくて、これ関係市町村で意見を取りまとめた上に町の意見も付すべきものがあればお聞きしますというものの、文言でございますので、これらについては検討させていただきたいと思いますし、ただ私町長としての考えとしては、困難区域も除染をするべきだというふうには考えております。と申しますのは、困難区域にあって帰る人がどれだけいるのかというご指摘ですが、例えば帰る人が1人でも2人でも自分のふるさとを取り戻すというような熱意のある方があるとすれば、当然除染はして、少しでも富岡町の線量を下げていくということには前向きに検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 町長の言っている1人でも2人でも何人でもいれば除染すべきだと、それは理解できます。だから、除染を、環境省とのやりとりも前からずっともう答えをもらえないような質問ばかりであれなのだけれども、やはり住民の方は町が除染ということで環境省にやってもらうということになれば、当然帰れるのだと。安全宣言というか、だから除染してどこまで下げられるか、それが可能なのか。例えば戻る除染もやりました。今現在何マイクロです。除染すればここまで下がります。その下がった状態で町が目指している0.23に限りなく近づくのか、その辺の見きわめをしないと、除染が終わったのだから戻れるのだわというふうになってしまって、確かに私は帰りたい人を帰さないほうがいいよという意見ではないです。帰りたい人は帰ってもらったほうがいいのです。しかし、そこには健康被害というものに国も町も責任を持つべきなのです。その責任を持った除染ができるのですかということの私の質問なのです。除染を否定しているものではありません。可能ですかということです。

〔「それについては国が考える問題だから……」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） いや、ちょっとお待ちください。7番さん、それはですからこれは表と裏をよく読んでください。町が今議会とどうのこうの、富岡単独だけの話ではないし、17日という日にちも切られている中で、自民党及び公明党ですかの加速化本部長宛てに出す要領のもので、ですからこの中身で出したいということで、ほか話を広げても今すぐまとまるものではありませんので、この1点に限ってこれを出すことについて議論をしていただきたいと思います。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 済みません、5番の区域見直しをせずというので、戻って1番の帰還困難区域のうち、5年目をめどにということをいきますと、バリケードがされたままというふうに読み取れるのですが、先ほどもいろんな解体の話とか出てきた中で、やはりもう少し自由に片づけとか、そういうものができるということが必要なのかなというふうに思うのですが、この辺はもう少し、必要な運用の見直しを行うというような言い回しにはなっているのですけれども、もうちょっと具体的にはつきりとした方向性が欲しいなというふうに思うのですけれども、それに関してはいかがでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） どちらですか。

齊藤副町長。

○副町長（齊藤紀明君） ありがとうございます。

このいろんなご意見があろうかと思いますが、基本的には与党の考え方なので、私どもで余り込み入った見解は差し控えさせていただきますが、今のご議論は先ほどあったまさに赤のままだとバリケードで、実際どのように立ち入りができるかというのが今までと全く違う環境での除染、これだと十

分認識していますので、運用の見直しは行うと書いてありますけれども、これまで基本的なアウトラインの議論がやっと始まったということなので、当然その視点は十分認識しながら我々この問題について当たっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、この件は町からのその他でしたけれども、各議員からその他ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を終了いたします。
お疲れさまでした。

閉会 (午後 5時15分)